

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・簡潔な答弁に留意され、実質的な審議を尽くされま  
すようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合は最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、  
または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたしますので、  
よろしくお願いいたします。

暑いので、上着の脱衣を許可いたします。

それでは、順番に発言を許可いたします。

5番、新國秀一君の一般質問を許可いたします。

5番、新國秀一君。

〔5番 新國秀一君 登壇〕

○5番（新國秀一君） おはようございます。

通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

一つとして、豪雨災害復興基金の現状について。1、現在までの町民に対しての支援等につ  
いて、具体的にお伺いしたい。2、基金を使った公共施設設備復旧整備は行ったのか。3、  
地域活性化事業は進んでいるのか。4、農林商工業者への産業支援はどうなったのか。5、  
県の基金使用指針で町との食い違いはないのか。

二として、滝ダム湛水について、町への説明はどうなっているのか。滝ダムの湛水時期につ  
いて、新聞報道では町長に説明がありコメントが載っていましたが、内容はどのような

ものであり、湛水はいつになるのか。安全対策についても説明はあったのかをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 5番、新國議員にお答えいたします。

各項目ごとにお答えいたします。

豪雨災害復興基金の現状についてであります。現在までの町民に対しての支援であります。住宅被災住民の町内での生活再建支援といたしまして、家屋の新築、改築、修繕等のため一定の投資をした方々への支援を行っております。これは被災の程度ごとに上限額が定められた支援であり、6月9日現在で申請130件、執行額は2億4,819万5,000円であります。

次に、公共施設復旧整備の基金活用についてであります。防災用無線LAN整備事業に1億6,000万円基金繰入しております。

地域活性化事業についてであります。地域活性化事業は対象範囲が広範なため、様々な事業が対象となると思われ。ご理解を賜りながら事業を展開してまいりたいと存じます。

（4）農林商工業者への支援について。豪雨災害復興基金による農林商工業者への支援については、これからの地域産業全体の復興が被災された農林商工業者を含む町の産業復興に繋がるものと考えておりますので、様々な産業振興行政を推進する中で有効な計画を策定していきたいと考えております。

次に、町と県の基金使用指針についてであります。本町は福島県只見川流域豪雨災害復興交付金要綱により、県より交付金を受け、只見町豪雨災害復興基金を設けました。これまで只見町豪雨災害復興基金被災者生活再建支援金交付要綱を制定し支援金を支出しておりますが、県が設置した只見川流域豪雨災害復興基金の目的に則り支出しているところでございます。

次に、滝ダムの湛水について町への説明はどうなっているのかということですが、2番議員にお答えしたとおりでございます。湛水については7月からと聞いております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） それでは、個別に質問させていただく前に、ひとつお聞きしたいこと

がございます。基金ですので期限が切られていると思います。現在のところでは9億のうち約4億円。これをいつまでに基金として有効利用しなければいけないのか。また、金額が残った場合、どういうふうな処理をされるのかお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私からお答えいたします。

基金は今年度内、平成26年度内に執行するという事になっております。で、仮に残った場合は、これは県の基金事業でありますので、県に返すということが原則になりますけども、ただ、今後のこともありますので、単純にそういった取扱いにはもっていかないで、県との協議をしていきたいというふうに考えております。その場合につきましては。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） ではあの、今後、あと残り5億円の見通しですが、どのような使途で使われて、どのように有効利用させるのか。計画があるのかどうか。大まかな説明で結構ですので、一応、個別質問の前に聞いておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 昨日も町民生活課長のほうからお答えしましたが、生活再建関係で現在、約2億5,000万。これがあの、もう少し増えるんではないかと思っておりますが、そういった状況。それからあの、今ほど、無線LANで1億6,000万ということで、そういったこと含めて、約4億円かなということを議員おっしゃっていただいたのかなというふうに思います。ということは、残り5億円じゃないかということになります。それにつきましては、議員のご質問の中にあります、例えば4番ですか、1番の4番の、農林商工業者への産業支援はどうなったのかといったところへの基金の出動といいますか、そういったことを考えていく順序になってこようと思います。現在も担当常任委員会で熱心にご検討いただいているというふうに理解しておりますので、その委員会の動向、さらには議会の結論を踏まえて、町長、町といたしましては、その同じ方向性を向いた支援をしていきたいという考え方は常任委員会の中でも申し上げておりますので、そこら辺の精査ができ、理解を得られる環境が整えば、その中で、その方面への基金の支出、基金を充当した事業費への支出を考えていくべきであろうという順序立てで考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 大体わかりましたが、まあ、農林商工の支援は今のところ、出ている

のが、私の記憶だと5,000万ぐらいではないかなと。5・6千万のところ、いったい、この残り5億の基金が使い切れるのかなと。有効利用ができるのかなと、ちょっと不思議な気がします、個別の質問に移らせていただきます。

被災者住宅支援生活再建支援はたしかあの、予定が5億円だったと思います。前にいただいた資料によると、約173件の方、言える単位で住宅が該当していると思います。5億円の試算をなされたのには、それなりの理由があると思いますが、今現在、2億5,000万程度。どうして、この使いやすい基金を、被害者は、被災者は、何故この制度を積極的に利用しないのでしょうか。町の試算によれば5億円なんだから、全部、皆さんがやっていただければ5億円そっくりその生活支援にまわせると、非常に有効なことではないかと私は思います、今現在、173件のうち、何件ぐらいの方が利用されて、何件の方が何も利用していないのか。その件数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今現在の申請件数であります、先ほど、町長、6月9日現在で申し上げました。先週末現在、もう少し伸びておりまして、件数で132件、金額で2億5,150万ほどでございます。これ、延べ件数でありまして、一人の方が何回もに分けて申請をなさるパターンはございます。でするのであの、正確に、実質何件というふうには申し上げにくいんですが、80件ぐらいかなというふうに思います。まああの、議員おっしゃっていただいたように、非常に有利な支援でございます。しかしながら、町内に復旧をするということが前提でありまして、復旧をなされない方、あるいは転出されてしまった方には支援ができないと。今後住み続けていく方のための支援ということでありまして、そういった方はお使いになっていないということでもあります。併せましてあの、今現在、今年の期限に併せまして、鋭意、修繕、改修等の作業を実施をなさっているお宅もでございます。まあ、そういったこともございまして、件数、金額等、もう少し伸びると思いますが、まあ、使いたくても町内に復旧しないと使えないというような方がいるということは事実であります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 内容はわかりました。ということは、80件ぐらいだということは、半分の方が利用できなかったと。実に残念な結果でございます。町外に出た方も、早いうちにこういう事業があれば只見に残られたのかなと思いますが、時期的なログがあったのかな

と、思って残念に思っております。

その次の質問に移させていただきます。町長が、特に必要と認めるものというふうに議会説明がございました。その言葉通り、我々は議会の説明を受けておったわけですが、ところが、住民説明会では、今回の支援対象と同時に申請する只見町克雪対策事業の対象になる事業と明確に書いてあったそうです。どうしてその克雪対策を、そこの基金で使うのか議会に説明がなかったのか。まあ克雪対策は基金とは別に、只見町克雪対策事業補助金が設置されています。たしかにそれを使うよりは、はるかに有利な基金のお金なのかなと思いますが、そのことを議会で説明されなかったのはどういう理由なのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 町長が特に必要と認めるものということで、克雪対策事業ということで取り組みをさせていただきました。町の克雪対策事業であります、平成24年度から事業開始をいたしまして、25年度、2年目になりました。24年度もそうだったんですが、当初、想定した額より非常に多くの方が希望なさるということでもあります。それに併せまして、本基金の執行の目的、今後も住み続けていただく、只見川流域を生活拠点としていただくということが大きな目的のひとつであります。そういった中で、それほどやはり、雪に対して、特別豪雪地帯の只見町で、その雪に対しまして、町民の方々が不安に思っらっしゃることだというふうに認識をいたしました。建物の復旧もそうなんですけれども、今後住み続けていただくためには、やはり、被災をして、非常に大変な思いをなさった方、雪に対しての不安をいくらかでも軽減できればというふうに考えた次第であります。議員おっしゃるとおり、克雪対策事業よりは有利な条件で事業の施工ができます。こういったことでしていただければと思った次第であります。議会説明の折には、まだ、総額をとらせていただいて、予算化をお願いをして、具体的な詳細、至っていない部分がございました。町民向けの説明会、5月の下旬から始めさせていただいたわけですが、その間に何が町民の方にとって一番有効なのか検討させていただいた結果であります。何卒ご了解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） いや、あの、町長が特に認めるんですから、かまいませんが、決まった段階で議会に説明があつてしかるべきかと思っております。そこら辺をもう一度、ご答弁願えま

すか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 4月の中旬だったかと思います。議会に予算をお願いをしまして説明をさせていただいた時点では、町長の特認事項、明確に固まっておりはりませんでした。何が必要かということで、その後、鋭意検討させていただいたという経過は今ほど申し上げたとおりであります。その後、町民にお知らせをする、そして事業を執行していただくということで、時間的なものもございまして、後ほどの説明会等の日程、決まっておりましたもので、改めてまたご説明を申し上げる機会がなかったことは事実であります。まあ、そういうことでありますので、今後、十分注意をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 説明する機会はたくさんあったと思いますが、説明する気がなかったということじゃないですかと思います。まああの、町長が特に必要と認められたものがそれだということに気が付くのがちょっと遅くて、これがなかなか議論にならなかったことでもあります、やっぱりあの、基金とはいえ、公のお金です。町の克雪対策事業をやった方と、たまたま被災に遭って克雪対策をなさった方と、差が出るのは不公平感に繋がるのではないかと思います。まあ、決まった段階で議会で説明があつて、議会でいろいろ検討する、そういうことが必要だったのではないかなと、私は思っております。それからあの、本来、県の基準、県の基準と課長は盛んにおっしゃいますが、本来は新しいものは造ってだめよと。あなたからいただいた資料の中にも、被災前になかった設備の新設というのはだめって書いてあります。家財も勿論だめです。でも、町長が特にそれを認められたんですから、それについて異論があるわけでも何でもありませんが、議会説明があつてしかるべきではなかったかなということで次の質問に移ります。

先ほどお聞きしました、公共施設復旧整備基金活用1億6,000万、無線LAN。今後、これ以外に事業予定していることはございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今、具体的にこういったのに使うというのはもっているわけではありませんが、例えばあの、防災行政無線の新規更新であるとか、それから、今、昨日も観光関係でご質問出ました。公共施設じゃないかもしれませんが、公共施設では防災行政

無線関係、金額、今、申し上げる段階ではありませんが、そういったことに説明して、議会のご理解が得られれば、使わせてもらいたいと思っておりますが、それはいずれ、議会のご了解を得ての話です。それからあの、公共施設ではないかもしれませんが、広い意味では公共施設ですが、観光関係の、いろんな施設整備にも充当して、誘客に結びつくようなものに、これまたご理解いただければというふうに考えてますが、具体的にいくらいくらとか、どこどこということをお願いする段階ではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） もう既に6月ですので、今年いっぱいの基金の使途、使い道ということであれば、そんなにゆっくりもしてられないんじゃないかと。是非、計画があれば示していただいて、合意できるものは合意して、有効に活用すべきだと思います。

それから、次に移ります。地域活性化事業。災害によって町の経済もずたずたになり、商店もいろんな被害を受けたり、農家も何年か作付けできなかつたり、いろんな被害が出ております。この際、思い切った地域活性化事業、例えば駅前再開発とか、そのような具体的な計画があればお聞きしたいと思います。まったくノープランならノープランでいいですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 実はこれ、商工会の総代会の中でも、代議士がお見えになりましたしていろんなご提案をいただきました。またその後、町長、商工会長等ともそういった話をされまして、やっぱりあの、略すと中活法というんですか、駅を含めた駅前の商店街、非常に、残念ながら、今、活気を呈しているという状況ではありませんので、そういったものへの整備をしていきたいというふうに考えてまして、実はあの、この前の広報ただみにも一部、記事載ってましたが、只見地区の方々が夜にもかかわらずお越しいただいて、ワークショップという形で、只見地区を、土地利用をどうしていくんだということを熱心にお話をいただきました。そういった土地利用の仕方、それから中活法っていう法律が今、手を上げたいということで、商工会と、商工会が中心となって、町が一緒になってやっていこうという話し合いはできてますので、そういった関係含めて議員おっしゃるように、そういったものにもご理解の上、使わせていただく。そして、地域振興、活性化に繋がるような取り組みをしていきたいというふうには考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） まあ、公共施設のほうでも、地域活性化事業でもそうなんですが、考

えておりますって、いつまでに考えるとかってというのがないと、なかなか前に進まないと。できれば、何月頃までにプランを作って、皆さんとご協議したいというようなお話にはならないのかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 中活法の関係は今、国の追加募集を待っているという段階で、これはあの、商工会のほうとも、事務局とも、逐次、打ち合わせをしておりますが、そういったタイミングを計って、追加募集、公募があったら、すかさず手を上げるということで現在準備しておりますので、今年度中にそのチャンスが巡ってくれば手を上げたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） なるべく早い段階の計画を知りたいと思います。

それから、次に、農林商工業者への支援について。これはあの、委員会に付託になっている部分もあると思いますが、有効な計画策定をしていただきたいと思います。先ほど、答弁の中でも前向きな姿勢がありましたので、ありがたいかなというふうに考えてますが、これ以外に、具体的な支援があれば、お聞きしたいと思いますが。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 商工関係は今回、商工会からいただいた要望を中心に、議会担当常任委員会で熱心に検討いただいていると。その結果が、最終的にまた議会で手続きを経て、議会の意思ということが我々のほうに伝えられるものというふうに理解していますので、その中で町長、町としても、同じ方向性で支援していきたいということを先ほど申し上げたとおりで、さらに、さらなる商業支援であるとか、農業への支援につきましても、その辺のものがひとつ、クリアといいますか、ご理解いただければ、今度は我々のほうでそういった支援を、また具体的な案を、担当常任委員会、もしくは両常任委員会のほうに、そういった案を示して、またご審議いただくという運びになろうかと思えます。今までどうしてもその、商工会から要望いただいた前段の部分がなかなか、同じ方向性が見い出せないという慎重審議の部分がありましたので、それは致し方ないんですが、そういったことがありましたものですから、それが一定の、同じ方向性を見い出せれば、次はそういったのを我々のほうから具体的に案を提案して意見をもらう。または持っていらっしゃる意見を逆に開示していただいて、その中で突合せといいますか、良い案を、支援案を検討していきたいというふ

うに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 是非、そういうふうに進んでいってもらいたいなど。只見町も人口がどんどん減少し、少子高齢化になっております。少子高齢化になると、新しい商売を始めたい、商売を続けたいと思っても、なかなかそれが維持できない。そういう状況にある中で、やっぱり商業支援、農林、農家も同じことです。後継ぎがない。機械が新しくならないとか、小規模ではあまり面倒をみてもらえないというようなことになりますと、荒廃農地も増えて、いろんな状況が出てまいりますので、是非あの、これを機会にですね、町の支援がどこまで支援ができるのか、考えていただいて、我々もそれと同時に有効な計画を策定したいと思えます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。今回の質問は2番議員と内容が全部かぶってまして、あまり聞くことがないんですが、最後の滝ダムの湛水について、もう一度お伺いしたいと思います。滝ダムの湛水については町長からご説明がございました。下流の工事のため、試験的、試験的っていうか、そのために水を貯めると。操業まではまだ時間がかかるというようなお話でしたが、私の記憶違いならいいんですが、水害の後に、只見小学校で町民説明会があった時に、当時の副支店長だった方が、滝ダムに水を貯めたり、発電するのは、堆砂処理が終わってからと。安全確認が終わってからでないでないと滝ダムが発電することはありませんというような話をされたように記憶していますが、当時、進行されていた総合政策課長、ご記憶ございますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 当日、当夜、司会をしていた記憶はありますが、そういった具体的なことは正確に、私の立場から話す立場ではないというふうに思いますが、進行の中では電源開発の説明があって、それに対して質疑があったということはあるんですが、具体的に一字一句をとらえて、どうであったかということは、私からは申し、記憶も含めまして、申し上げる状況ではございません。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） でも、あの、最後に、今日の内容はどうだったかという確認はあなたがして、町民のほうから、湛水について、漏れているんじゃないかという指摘があって、追加してその会が終わったような記憶がありますが、思い出しませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） とっても大事な事柄でございますし、そういった皆さんの声、これまたあの、心配の声というのは大切なものでございますので、それを受けて、それぞれ、事業者なり、河川管理者なり、町なり、建設土木部だったりに対応する。それが後日、具体的な説明だったり、事業説明という形で表れてくるものというふうに理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） わかりました。まあ、ちょっと確認して、後で確認していただきたいなどはありますが、あと町長にお聞きいたします。滝調整池対策連絡協議会で、一時的に下流の工事のために水を湛水をするというようなお話が新聞報道でございました。町長はその会の会長でございますから、ほかにその会で議論になったことはあったのか、なかったのか。あれば教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 概ねあの、堆砂協議会ですから、堆砂対策協議会ですから、まずもって、短期的な堆砂計画、それから中長期的な堆砂計画というものの説明を受けて、当面、これからの26年から28年に関しては3万から5万トンの立米を堆砂していくと。処理していくと。それから、中期的には5万から10万トンのひとつの堆砂の計画であるというような説明を受けた中での質疑となっておったわけでございますが、昨日の話し合いの中でも、質問の中でもございましたけれども、まあ、土砂の流入量であったり、堆砂できる計画であったり等々の数値的な誤差に対しても、これで安全安心な堆砂の実現が図れるのかといったような各委員からのご質問等々もございました。また一方では併せて、魚族、漁協の関係の方々からは、魚族に対する影響ということから、やはりあの、堆砂に対するまたひとつの対応のあり方と、今後の、引き続きの、下流域での調査、魚族資源に対する影響に関する調査の継続と、併せて、滝橋なり、また破砕している滝ダム直下の工事に関しては、やはり、一日も早くこれは実現してもらいたいんだというような要望も含めた意見もございましたし、やはりあの、まあ今後のダムの発電に関しましても、堆砂計画が、立米数がなかなか、思うような期待的な数字には届かないというような受け止め方も勿論されているんですけども、そういったことを含めながら、今後の安全安心対策をどうもっていくのかといった視点からのご質問というような形で質疑が継続されたということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 町長も、新聞のコメントの最後に、一時的なこと、一時的と言われたかどうかわかりませんが、安全確認をしないうち、一時的な工事のための湛水だと。永久的なものではないようなお話、コメントがありましたので、安心はしておりますが、その後あの、町長が連絡協議会が終わった後で、金山町民、只見町民に説明があったそうです。で、その中で、今、この間の7月29日のような水量が入ったら下流域はまた洪水するのかなといったら、洪水するでしょうねと言われたそうです。まあ、安全が確認されていないのかなと。また、今度は想定外の水量だとかというのは言えないわけで、電源開発も。想定しなければいけない。あれだけの水量が、数量の雨が合ったわけですから、想定外とは言えない。安全確認がなされるまでは滝ダムの運行はしないということを、町長も思ってたらしいんですが、町としても、そのことを強く言って、安全安心を守るのが町長の仕事ですから、そういうふうに認識されていると思っておりますが、間違いないですよ。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、昨日あの、只見川圏域の、流域の河川改良計画どうなってるんだというお話もありましたが、今計画されている、査定、いろんな検討されている中身というのが、前回、23年度の豪雨災害の流量を含めて、今般の河川の改良がそれに耐えられるのか。また、そういったことに答えられるのかという視点から計画を進めてもらっているということでもあります。そういう道中の中においての今般、滝ダムのまだ復旧と、いろんな被災した箇所、河川の流下した橋であったり、被災した箇所の工事もやらなきゃいけないという事情があるわけでございます。したがって、それはあの、こういった降雨期にも入りますから、当然あの、その工事に携わる事業者本人が、一番やはり安全安心対策、町民に対する、地域住民に対する、安全安心に対する注意喚起と、併せて、工事に携わる人達の安全安心に対する注意喚起も行いながら、それは適宜、最高レベルの、今ある最高レベルでの技術や、いろんなものを総動員してやられるものだというふうに思っておりますが、今回、我々の協議会の中では、下流域の工事も、やはりやらなきゃいけないことはやらなきゃいけないということの課題を、まずやってもらうということに対しての一時湛水と発電機を、そういったためにはゲート放流ではなくて発電機を通した放流による流量を調節しながらという手法をとらないと工事に対応できないということでありました。したがって、また改めて、今般の湛水は工事の、下流域の工事をやるための湛水であって、そしてまた、そういった、しかるべき、やらなきゃいけない事業が完了した暁には、またその後の対応についての、湛

水であったり、発電に関してのいろいろな事業者のあり方に対して、また地元住民への説明報告と相談を踏まえながら、また取り組んでまいるということでもありますから、今般の湛水と併せての工事に関しては、十分、今、いろいろなその場での各議員からおっしゃっていただいた意見を真摯に受け止めて、安全安心を第一にしてやっていただきたいというコメントを述べたところであります。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） 是非あの、本格的湛水の時にはですね、議会や町民への説明を、会を開いていただいたり、その了解を得て、慎重に進んでいただきたいなと思っております。まあ、せめて今回は行政報告ぐらいには載るのかなと思っていましたが、載らないことが残念ですが、それはしょうがないことなので、またにします。

大体、質問終わりました。で、ここでひとつ、ちょっと私の感想を述べさせていただきます。水害後、私は幾度となく、この問題に取り組み、一般質問をしてきました。町長は23年7月29日後、自然災害であると、たぶん今でもそう思っているでしょう。しかし、私や議会は、検証してから結論を出すべきだということで特別委員会をつくって、電源開発に来ていただいたり、第三者、超学際というところに調査を依頼したりしました。一応の結論を見たわけでありまして。そうしている中に、町の広報の不手際が出てきたり、まあ、処分もされましたから、まさに不手際あったんでしょう。また、電発は滝堆砂の影響を認め、五礼から下流の補償を決定いたしました。また、操作規定にも問題があったことは明らかになっております。そうしている間に、電源開発、東北電力が10億円の基金の提供があり、その使い道や用途を議論したり、もうちょっとどうにかならないか、町民側にためにならないかということは何度も質問してきました。私は町民の声を代表して質問していると思っております。町長もまた、前回か前々回のどなたかの一般質問に、私は町民に寄り添っているとおっしゃいました。私も寄り添っている。町長も寄り添っている。そのつもりですが、一度たりともあなたと意見が一致しなかったことは残念です。寄り添う道がいくつもあるのか。また、どっちかが寄り添っていて、どっちかが寄り添っていないのではないか。というふうに考えますが、最後ですが、町長、見解が述べられ、述べたくなければ結構ですが、そのことについて、一言お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） まあ新國議員も、豪雨災害以来、いろいろ住民の方々の、被災された

方々の事情や状況を調べながら、それぞれの思いを受けて、それを代弁してこられたというふうには私も思っておりますし、それはそれなりに、そういった活動に対しましては評価します。ただ、いろいろ全体的にですね、今回この、あれほどの豪雨災害を受けた中身の流れの中で、やはりいろいろ検証事業もございました。で、そういった流れの中で、私としては、基本的には自然災害と言ったような認識に立った上で、いろいろなその上での対応をしてきたところでございます。ただ、それはその当時の出来事というのは、いろいろご指摘はいただいておりますけれども、振り返ってみる中ではいろいろ反省すべきこともたくさんありますし、そういった事象はたくさんございましたが、まあ、その捉え方、大きく、人災なのか、天災なのかという捉え方、そういったことの基本的な捉え方が、一番のやはり、新國議員と私との大きな捉え方の、基盤としての前提が、出発点が、その辺のちょっと違いはあったのかなというふうに思っております。ただ、その上でも、いろいろ被災された方々、事情や実態に対する心情的なものというのは、それは同じでございますが、やはりひとつの具体性をもった、国や、県や、いろんな関連機関や、いろんな連携すべき機関との関係、そしてまたは電力会社の今回の基金の、お金の使途につきましても、いろんな広範な中で打ち出された、ひとつの制度や枠組みというものを設定した中で対応していく、その枠の中で、可能な限りの、させていただくことはさせていただくといったような中で、しかし、そういったことをした上でも、大きな災害でありましたから、いろいろと被災された方の、住民なら住民、100人ならば100人、200人ならば200人の、その受けた被災の大きさと実状と、また心理的な影響については、千差万別いろんなものがあると思いますけれども、一樣にそこに全般すべからく対応をできなかったという点は否めないし、なかなかそこには限界もあったものと思っております。ただ、一つ一つ執行する立場としましては、聞きながらもまた、私としても、いろいろ情報を聞いたり、いろんな方々の意見を聞くにしても、聞いても聞き取れないものもあるし、全てのことを聞き取っているわけではございませんが、聞き取る、それからまた聞こえなかったものもあるでしょうし、また聞こえても執行する段階ではその通りの、聞こえた通りにも対応できなかったということもあろうというふうにも思っております。ただ、いろいろと制約のある中で、そしてまたその制約に基づいてのいろいろな対応のあり方に対しては、まだ縷々、いろんな方々の心情的な面で癒しがたいものが残っているということもございますけれども、一方、こういったものに対してましても、一つ一つ今、今般は新國議員からは災害復興基金を中心とした質問でありますけれども、こういった

基金の活用を今後の地域振興なり、農商工の振興にいかにも有効に活用しながら、地域全体の活力、将来に対する見通しや、またエコパークの登録にもなりましたけれども、そういったひとつひとつの事業の積み重ね、取り組みの成果をもって、いろいろ地域全体のまた活力と、また精神的な安心感を持てるような地域づくりにまい進していく中で、取り戻していけるものは取り戻していきたいなという形で努力してまいりたいというふうに思います。今般の基金の今後のいろいろ活用についても、今は生活再建支援ということで、今あの、進捗しておりますけれども、もう期限的にも大方の申し入れがなされているのかなど。それが終了すればまた最終的な執行の金額が出てくると思いますけれども、先ほどあの、総合政策課長が申し上げたとおり、今後の地域政策や産業商工振興に対して、どのようにこの基金を使っていくかということは、まずもって、前段、今ここ、具体的に、これこれ、こういった形ということは、申し上げる段階ではございませんが、この活用が、先ほど新國議員もおっしゃっておられたと思いますけれども、将来に対する有効なやはり投資という形で、議会と我々当局が、その基金の理解と基金の用途についての合意形成を基盤に持ってですね、そこを抑えた上で、個々具体案件にこういったものはどうでしょうかねという議論というか、お話し合いをさせていただければなというふうに思います。それなくして、個々案件的に、これどうだということになりますと、なかなかいろいろ、評価の面も違うことあるかと思えますから、そこを今後、皆さんと真摯に、基盤の認識の共通化を図りながら、それさえできれば、いろいろと今後の具体的な案件に対しての、スムーズなこの基金の有効な活用ができるのではないかなというふうに私は期待しておりますので、どうかそういったことも含めて、新國議員はじめ、議員の皆さんにもご理解いただいた上で、協議させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） まあ、あまり意見が合ったことがないんですが、今日は町長と意見が合うのかなという不思議な気持ちでおります。今日は良いことおっしゃいました。私も将来的な投資に是非使っていただきたいと。時期も時期なので、なるべく早い段階で計画があれば示していただきたいと。議会のほうもそれに合わせて準備すると思えます。

本日はこれで質問を終了します。

○議長（齋藤邦夫君） これで、5番、新國秀一君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

1番、中野大徳君。

〔1番 中野大徳君 登壇〕

○1番（中野大徳君） それでは、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

質問事項であります。新たに始まった農林業政策に対する町の考えについてお聞きします。

1番目としまして、2014年、今年から水田農業政策は大きく転換しております。新たな経営所得安定策では、米の直接支払交付金を半減する一方、飼料用米と米粉用に数量支払を導入するなど、非主食米の支援を厚くし、主食用米からの転換を促す。創設された日本型直接支払制度は14年産米から支援単価を半減するなど、新たな政策に変わりました。新政策に対する町の考えをお伺いいたします。

2番目としまして、林野庁が国産木材の活用を広く促す事業を多面的に展開しております。木材の家を建てたりした場合にポイントを与え、額に応じて農産品などと交換できる木材利用ポイント事業を制度化しております。町はこういった事業を積極的に活用すべきと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 1番、中野議員にお答えします。

水田農業政策の転換に係る町の考えについてということですが、国では新たな農業・農村政策として4つの改革と称した政策の見直しを今年度から行っています。その中で、水田・米政策に関しましては、経営所得安定対策における米の直接支払交付金が10アールあたり1万5,000円から7,500円に削減され、平成30年度からは廃止されるということになっております。その一方で、より需要のある戦略作物については、飼料用米、米粉用米にその収量に応じた水田活用の直接支払交付金が交付されることとなっております。また、日本型直接支払制度が創設され、従来から実施されていた農地・水保全管理支払を組み替えて資源向上支払と名称を変更するとともに、農地維持支払として農地法面の草刈り、水路の泥上げ等、農地の多面的機能を支える基礎的な共同活動等に取り組む場合に支援する新たな支払が創設されました。日本型直接支払制度については、これまで農地・水保全管理支払として取り組まれていた資源向上支払は農地維持支払と併せて取り組むこととされてお

り、農地維持支払と資源向上支払に取り組む場合の交付単価は農地・水保全管理支払の交付単価を上回るものとなります。さらに農地維持支払のみ取り組みも可能であり、これまで中山間地域等直接支払の対象とならなかった集落でも取り組みが可能な制度となっております。町としましては、新たな制度の内容を踏まえた上で、町の農業の地理的、気候的な状況、戦略作物の需要の動向に合った対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

次に、国産木材の活用についてであります。国産木材の活用については、木材利用ポイント制度のほか、県の森林環境交付金制度においても県産材を利活用した市町村の事業について交付金の対象となるなど町で活用が可能な制度があります。町では今年4月に策定した只見町公共施設木材利用推進基本方針により、町で整備する公共施設の木造化、町産材の使用を積極的に進めていくこととしていますが、公共施設の整備にあたっては、利用可能な木材の利活用に関する支援の制度を積極的に利用してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 回答のほう、名前が変わるのもありますし、例えば資源向上支払とか農地維持支払。まあ、なかなかわかり、自分も農業やってますけども、わかりにくいかなど。非常に今不安であります。というのは、例えば、今まであった担い手の経営安定対策はどうなるのか。それから、27年度からは畑作物の直接支払交付金の対象者はどうなるのか。それから、新規の再生支援事業があると伺っておりますけども、その内容はどうなのか。教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 今、ご質問の内容でございますけれども、今、町長のほうから説明申し上げましたとおり、今年度からスタートした内容については、経営所得安定対策の内容ということでご説明いたしました。ただあの、今、議員、ご質問いただいた内容につきましては、来年度からの実施内容につきましては、まだ固まった内容がございませんので、今後、その情報収集に努めてまいりたいと思っておりますけれども、ご質問のいただいた内容につきましては、現在まだ、制度的に把握している内容はございません。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 課長が情報が遅いのか、調べていらっやらないのか、わかりません

が、まず担い手の経営安定化対策は、交付金が半減し、畑については、主にそばを作付け、販売している人が対象であると、そのように聞いております。それから、27年度からの畑作物の直接支払交付金の対象者は、27年度からは認定農業者、集落への認定就農者を対象に実施されるという情報も入っております。新規の再生支援事業については、土壌改良も含めて3事業、景観伝統保全事業。それから只見町でもすでに始まっております薬用作物等地域特産物生産地確立支援事業、加工業務。こういった情報が入っておりますが、課長が知らないとおっしゃるのであれば、なるべく早い時期に農業者にお知らせいただきたいというふうに思います。まあ、今年から始まった制度ではありますけども、例えば国の制度がこういうふうに大きく変わった時には、まあ農協さんもございますが、いかにもその、行政の農政窓口が農協さんのような、今まで、そういうふうに、どうしても感じられるところがありましたけども、やっぱり、農林産業振興課長が、そういった情報を得てないというのは非常に残念であります。で、現在、例えば米農家は非常に不安定な状況にあることに間違いはありません。TPPの不安からはじまり、それから今年度、農業政策が大きく変わったことと。で、これからでも、これから水田農業者はこの水田事業でやっていけるのかと、みんな、そう感じております。さらには3年前の原子力事故による風評被害。それによる直接販売の低下がございます。今、農業者、若いと思ってましたけども、やっぱり40代・50代に入ってきました。そして、その後の、要するに、自分のやっていることを、はたして継げる人がいるのかなと。継ぐ気になるのかなと。で、それを考えた場合に非常にリスクがあると、この3年間で思い知らされました。ですから、今ここで、今回、その只見町はエコパークにも認定され、これが10年後、この景色が、水田の景色が荒廃するような事態になってはいけないと、そういうふうに強く感じております。そこで、今回、これは幸か不幸か、今まで耕作放棄地も、また新しい田んぼに復帰した地域が数多くあります。黒谷入もそうです。私達の集落も今までは荒れておりましたが、地目が田んぼであった方は田に復田なさいました。で、それを、これは良いきっかけですから、良いきっかけというか、今まで荒れていたところが、今度また作付けできるように、国のおかげ、町のおかげで、やってもらったわけですから、これを持続するためにですね、やっぱり大きな政策が必要だと私は考えております。これは、例えば、今、米農家は農業法人でやっておる方もおります。それから個人でやっておる方もおります。今まで私達は個人で、1から10までの機械を揃えてできてきました。これからもできると考えてはおりますが、例えば、今の若い世代の方が私達を見た時に、非

常にこの、あれ、おやじやってたけども、水害に遭えば田んぼ、なくなっちゃうよな。やっぱり安定した職、仕事に就いたほうがいいんじゃないかと、それから、放射能は出ないけども、なんでお客さん減ったんだべと。ああ、これが風評被害なんだなと。やっぱりそれです、これから打破していかなければならない。そしてこの自然を守っていく後継者をつくらなければならない時期にきていると。特に旧只見地区はそういった状況でございます。道路を走りますと、国道沿いは結構、作付けしてありますが、ちょっと狭い道の山のほうに行くと荒廃地が目立ってくるようになりました。旧只見地区も例外ではございません。駅周辺、スキー場周辺、荒れてまいりました。やっぱり、ここです、ひとつの、やっぱり、農業の、水田農業の転換期がきたかなと、そういうふう感じております。今、これから20年間経つと、たぶん自分は農作業は無理かなと。で、そういったときの後継者を育てるためにも、この農業、水田農業ができる体制をつくる必要があるのかなと。まあ、これはですね、やっぱり、各全国見てみますと、その1から10までの機械やその設備は、やっぱり行政が関与して、いわゆるライスセンター的なものがないと、そこをみんなで使うような形をとらないと、もう10年後・20年後には、あれよあれよと、荒れてしまうんじゃないかなと、そういうふう考えますが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 農業振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 今、議員お話いただいた点につきましては、町のほうといたしましても、非常にあの、重要な課題、且つ非常に難しい課題だというふうに考えております。議員おっしゃったとおり、水田農業に関しましては、今年度から制度が大きく変わりました、非常な、大きな転換期を迎えているということでございます。まあ将来に向かってですね、希望を持った形での農業が進んでいけるような形の施策が必要という部分につきましては、まさに同じところでございます。それでまあ、今後の進め方ということになりますけれども、やはりあの、個人の方だけでは成り立っていかない部分もあるかと思っておりますので、やはりあの、地域全体で支えるような仕組みづくりが必要かと考えております。それでまあ、お話ありましたライスセンター等ということもございしますが、その点につきましてもですね、農業者の方、地区の方とお話し合いをしながらですね、国・県等の制度も利用して、何の支援ができるかという部分について、今後ですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 回答の下段にですね、日本型直接支払制度が創設され、からずっと、この下段の部分に対しては、これは集落に対する支援なんです。で、つまり、今、はっきり言えば、今やってることがちょっと名前が変わるぐらいの話だと思うんですよ。で、やっぱりその、集落として維持していくその意識が薄れているということなんです。つまり、例えば中山間地直接支払とかあります。一生懸命取り組んでいる集落もあります。でも、中には、田んぼは俺やってねえし、俺は勤め人なんだから俺は関係ねえ。それから、田んぼはあるけども、あの人に貸してんだから俺は関係ねえと。その意識が、やっぱり、この国のやられることと、ちょっとすれ違っているような気がするんですね。これはもう、作業のための、作業のための制度じゃないと思うんですよ。やっぱり集落みんなが集まって、そして、そこで作業という、要するに、ことではありますけども、その後で、みんなで、これからあそこの家、一人だよなど。大変だよなど。そういったことの、お茶飲み話じゃないですけども、そういったことが今失われつつあるのかなという感じがします。ですから、よく昔から、百姓は生かさず殺さずという言葉もあるように、国の制度に倣ってやってきました。で、今もやっております。でも、その結果が、政権が変わったり、それから、そういったことで本当に真剣に取り組んでいる人がわからないまま、減反しろとか、いやまた作れとか、はっきり言って国の政策なんかはもう、聞いてられねえというところにきていると思います。先日、たまたま、議長と一緒にその研修に東京に行ったときに、たまたま隣の席の人も、と話しになって、何やってるんですかと。百姓だと。もうこのままではやっていけないと。え、なんでとわざと聞いてみました。こうなったべと。そうだったよと。やっぱり、そういう国の制度に翻弄されるような、やっぱり仕事では僕はないと思っているんですが、実際、実際にこうやってコロコロ制度が変わると、やっぱりどうしても、非常にこの国のリスクを負わざるを得ない仕事かなと。でも、自分達はこの町がエコパークに認定されて、認定されたということは、やっぱり自分達は、まあ、認定されるためにやってきたわけではなくて、やっぱりここが良くて普通にやってきたことが、なんとなくこう、認められたような気がして、みんな、その農業やっている人はうれしく思っています。まあそういったことで、これから、これからというか、ここ10年・20年後に、新しい後継者が出てくるような、出てくるような、国の政策もそうですけども、町として、エコパークの町として、やるべきことがあるんじゃないかなと。九州の綾町は、皆さんご存知のように、有機栽培米、非常に取り上げられています。そういった取り組みがあつた町は認められているわけです。今回、認定されて、10年

後・20年後に後継者がいなくなるような町には決してなってほしくありませんし、そういった行政の手助けが必要と感じますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、中野議員が水田農業に対する、只見町の将来に対する、非常に危惧感、危機感を感じているというお話だったと思います。まさしく今、国の、政府の、農政の転換というのは、国際競争力、経済の成長と国際競争力、俗にいうアベノミクスという形の中では、TPP、それは評価はいろいろあるでしょうが、TPPであったり、農協改革であったり、いわゆる岩盤規制といわれているものをどう排除するかということの流れは、我々の地域にとっては、いろんな意味でひとつの脅威といえますか、その路線に沿って、同じ土壌でこの只見町の農業も含め、やれるかなと言えば、私もそれは疑問であるし、そういった国政がどう変化していこうと、この基本の制度としての活用すべきところは活用はしてまいりますが、それで救われないところをどうするかということだろうと思います。一方であの、国の施策は、農業そのものは産業として位置付けて、競争力を持つという反面、そこからこぼれていくものは社会政策、地域政策として、農業の多面的機能であるとか、いろんな形の中でこの制度改革の中でも出てきた新たな直接支払のような制度も生まれてきているわけですが、それはそれとして評価しながらも、まさしくここでこれから生産に携わるものにとっては、非常にあの、厳しい状況になりつつあるということかなというふうに思っております。そこで、特に、全体、只見町全体もそうですが、農業と言えば一括りに言ってしまうのでもできませんけれども、特に今般は水田農業という形で考えれば、只見町内、全部同じ共通の、ひとつの高齢化と担い手不足、それから、これまで作り上げてきたライスセンターであったり、その他の組織も、ひとつの組織の維持というものには大きな課題は、共通した課題はあるんですけれども、特段またそういった中でも、一方ではこの、只見地区のですね、水田農業が、私も非常に危惧しているところであります。特にまた基盤整備的なものも進んでおりませんし、じゃあ、しからば、只見町の農業、水田どうするかといった時に、私は改めて、従来にあった基盤整備の考え方はあえてとらなくたって、この条件の中で非常に手間暇かかるかもしれませんが、そこがどう、それをどういう形でクリアして、生産に携わり、生産の維持を続けていかれるかの組織と、その人をどう考えていくのかなと、いうことだろうと思います。一方では、国際競争力として参加するための法人化ではなくて、この地元の、只見町の水田、農地を守るための法人といったような観点でのひとつの組織形

成は図っていかなきゃいけないということが、まず第1点、大事なことかなというふうに思っております。

それから、今のいろんな、国が出してきた地域政策としての、これはこれで結構なんでございますが、また、それはそれだけで救われない、やはり自分も農業を、まだ田んぼもやりたんだけど、改めて機械を買ったり、購入したりというようなことは、なかなか、それは厳しいわけですから、ひとつはまた集落営農をどう捉えていくかというのが、これまでもたらされてきた中山間直接支払等であったり、今回の農地維持支払であったり、こういったものが、我々今まで、行政の態度というか、あり方は、国からこういう制度ができました。中山間直接支払が、お金がありますよと。協定を結んで、それぞれの集落、協定結ばれてない集落もございますが、そういった集落にひとつきたお金をお渡しをして、あとは自分たちでやってくださいというような、視点というか、取り組み方だったのかなと。今これまでくれば、やはり、集落の方々と本当に共通の課題として、集落の問題であるということは町の問題であるわけですから、そこに行政がどう携わっていくかということは、こういった直接支払のようなお金の使い道、使い方、どうしたらいいのかなという相談も含めて、もうやはり、我々も、職員も、行政もですね、一緒になってこの課題を捉えていくという姿勢がまず問われているなということだろうと思います。

それからあの、中野議員が心配されている、ひとつの生産者の立場になった施策であります、やはりあの、これからの、ただ今まで、かつてあったような、個別的な農機具の購入に対する補助というのは今、特段やっておりませんが、そういう形よりは、抜本的に、先ほど申し上げましたように、この、これからの今の社会の流れの中で、只見町の水田農業を守っていく、水田を守っていくための、公設民営的な施設整備をしながら、且つそれをどういう形でそれを担っていく組織をつくっていくかということに、具体的にまたこれもひとつ、26年度通して、相談させていただく大きな課題だなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げました、そういった方面に対して、町が積極的な、財政的な捉え方も含めて、考えていかざるを得ないことだなと私は認識しております。

今、ユネスコエコパークになって、この只見地区が観光商工だというひとつの大きな、地域住民の方々は、そういう期待を持っておるわけですが、この周辺にある田んぼが、茅や荒れ地になっていって、一方ではユネスコエコパークだ、商工観光だと言ってみても、そういった非常に、相背中が反するような実態というものは、やっぱりこれはなんとしても、

町の関与の中で回復していくべきこともあろうかなと、やらなきゃいけないんだろうなというふうに思っております。ですから、ここはあの、これからの、ユネスコエコパークとしての町が、これまでの歴史であったり、伝統や文化を評価されたわけですから、この米の、水田農業というのは、お米というのは、やはりあの、こういった地域の、山村の文化の基底をなしてきたわけですし、そこから生まれた伝統芸能や文化やお祈りや、自然に対する敬虔な気持ちだとか、いろいろ、農業を通して生まれてきたものが今ここにあって、今それが、ひとつは高齢化の中で継続が難しくなっている。それに対して、今どういう手当をし、継続して、受け継いで将来に渡していくかという、これはひとつの、これから町が取り組むべき道の農業という分野における大きな課題だという捉え方をして、積極的な施策を打ち出していくという気持ちを申し上げさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） まあ非常に、難しい課題であるということは、自分も認識しておりますが、じゃあできることから、まあ、始めてほしいなど。例えば、この前の新聞にも出ておりました、湯川村の話ですけども、ふるさと納税3万円以上に米1俵と。それを今回の6月定例議会で2,362万の一般会計予算補正をしたと。まあこういったことも新聞に大きく取り上げられておりました。それから、やっぱり次世代が農業に希望を持てる制度として検討をするということで、課長もおっしゃってるわけですから、今年度、来年度中には提案されるものと思って、この質問は終わります。

(2)番。国産木材の活用についてでございますが、利用可能な木材に関する支援制度を積極的に活用していくという回答をいただきました。まあ、よく只見町を紹介する時に、94パーセントが森林だということで紹介なさる方が多いですけども、実は日本は68.5パーセントが森林で、しかも世界で言えば3位の森林国でございます。そして、木は今が使い時期だと。戦後、杉やヒノキ、カラマツなどを植林してきた結果、非常に膨大な森林が日本にはあると。まずこれを放っておくとどうなるか。要するに過密状態から木は育ちにくくなり、下草も育たず、土壌が失われると。で、土壌の崩壊は重大な風水害を招く。まずこの3年前の水害は山を見た時に、杉を植林したところが崩れております。ですから、今、林業、国もこういった非常に大きな予算をとっておるということだろうと思います。それから、まあ例を出しますと、平成22年に、只見は今年でしたけども、公共建築物等木材利用促進法が成立しております。で、公共の建物を木材で造ることができるようになって、県内では会

津美里町の小学校、国見町の特別養護老人ホーム、喜多方市の公民館が優良事例に挙げられております。これはもう、只見町は、今おおいに活用してやるべきものと思って質問しましたが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。1番のところ、ご質問終わられたということで、ユネスコエコパークの関係のことをおっしゃいましたので、若干、具体的に申し上げます。やっぱり具体的に取り組むということがとっても大事だというふうに思っております。今般、有機農業を実践されている方、それから女子大学で食物の、食べ物のほうの専門の先生、そういった方を只見ユネスコエコパークの支援委員会に入らせていただくようお願いしまして、内諾を得ておりますので、今回、有機農業を実践しておられる方、そういった伝統、昨日、ウグイの話とか、きのこの話とか、いろいろ出ましたが、そういったものを含めた食物の問題、過去にもいずしでなかなかいろいろありましたけども、やっぱりそういったのが大事だということで、その方を具体的に支援委員会に入らせていただくという段取りにしています。それから、8月3日、シンポジウムでは、徳島県の上勝町からおいでいただいて、葉っぱビジネスで有名な、そういったのもございます。ですからやっぱり、具体的には、何をつくるんだと、どのくらいつくるんだと、いくらで買うんだと、それをどこで食べるんだ、それとも売るんだとかという、具体的な数値目標というか、出口戦略がきちんとないと、やっぱりこう、漠然とした話、抽象的な話してもたぶん、議員がおっしゃる、おっしゃるところに届かないのかなと思ってますし、たぶん、多くの方がそのようなことを思っていると思いますので、ユネスコエコパークという名前が出てまあ、説明の機会、今いただけてますが、ユネスコエコパークは自然を守って、ただ観光だけじゃなくて、そういったこともやっていくということの、ひとつの大事なベースがありますので、それは一挙に、画期的な取り組みにはならないかもしれませんが、そういったことをひとつひとつやろうということも旨としていますので、そういった取り組みを具体的に着手すると、しているんだということも併せてご理解いただきたいと思います。

あとそれから、ふるさと納税の関係も、実は先般、担当者に、そういった会議ありまして、行ってくるように言いまして、今回、クレジットも含めて、ちょっと、ふるさと納税の関係、現金だけでなくクレジットでも納税できないかとか、含めて、今いろいろ、急ぎ検討するようにという指示は出しておりますので、そういった中で、先ほど湯川さんの例もありま

したが、その辺もご協議させていただきながら、そういった良いものができるような検討もしていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それではあの、木材利用の点でございますけれども、町長答弁の中にもありましたとおり、今年4月にですね、公共施設の木材利用推進基本方針というもの、策定しております。この中では、町で整備いたします公共施設の木造化、あと木造化した場合における町産材の使用、積極的に進めていくと。原則、木造化、町産材の使用ということを決めております。それでまあ、今後の活用方法ということでございますけれども、本議会にも予算のほう上がっておりますけれども、まずまあ、第一弾といたしましては、只見振興センター改築に使うという部分での内容の検討を現在進めておるところでございます。やはりあの、町産材の活用をですね、使うにあたって、一番有効な方法はやはり建物の建材として使うという部分が一番効果的かなと思っておりますので、この方針に従いまして、今後整備される公共施設、町の公共施設についてはですね、このような方針で、積極的にですね、町産材の利用というのを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 今回、エコパークに認定されました。で、まあ、東北・北海道で初だという報道がなされております。まさに、今、ここにいらっしゃる方は、世界認証を東北・北海道で初、得られた市町村の中核でございます。この10年後・20年後に、あの時、目黒町長はじめ、ここにおられる方が、あの認証を受けて正解だったと、そう言われる町になってほしいし、それが皆さんと、僕らも含めての仕事だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいなということで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

若干、早いですけれども、議案審議は午後1時15分から開会したいと思います。

これで、暫時、休議いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後 1時15分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと思います。

今回、この条例で改正いたしますのは、新たに設置を予定しております只見町鳥獣被害対策実施隊の隊員の日額の報酬でございます。別表に日額9,000円を加えるという改正になっております。施行の日でございますけれども、条例の公布の日から施行ということで内容のほうはなっております。

それで、今申し上げました只見町鳥獣被害対策実施隊について、若干、ご説明申し上げたいと思います。この鳥獣被害対策実施隊につきましては、鳥獣被害防止特別措置法の規定に基づきまして、対象鳥獣の捕獲と被害防止計画に基づく被害政策を適切に実施するために市町村において設置ができるものでございます。この実施隊の隊員につきましては、市町村の職員がなれるというほかに、被害防止政策の実施に積極的に取り組むものが見込まれるものから市町村長が任命する者がなれるということになっておりまして、この方につきましては、市町村の非常勤の職員ということになります。それで、只見町におけますこの鳥獣被害対策実施隊の設置の理由でございますけれども、これまで只見町におきましては、有害鳥獣につきましては、捕獲頭数に応じて補助金を支給していたということがございますが、これは実績に応じた補助金ということでございますので、被害が多発した場合のパトロールというような場合に、捕獲の実績がなければ補助金の対象にならないような、あるいはその実際の捕獲を行う方についての狩猟の費用、狩猟税等の狩猟を継続するための経費、こちらのほうが

負担になっているという実情がございました。この、今回、設置しようとしております鳥獣被害対策実施隊、この隊員になりますと、法律上、狩猟税が2分の1に軽減される。あるいは銃所持の許可の更新の際の技能講習が免除になるというようなメリットがございます。今回まあ、この実施隊を設置いたしまして、実際にあの、有害鳥獣等の捕獲等を行っていただく方の負担を軽減いたしまして、鳥獣被害対策の実施を継続的に行っていく体制の維持を只見町においても行いたいということで設置をするものでございます。今回予定しております実施隊の概要でございますけれども、町職員以外の隊員につきましては25名を予定しております。隊員の活動内容につきましては、町民の生命、身体、財産に係る被害防止のための緊急出動あるいは被害が多発した場合のパトロール。こちらの場合でありまして、町長が指示した場合に活動を行うということを想定しております。主に猿・熊の被害を想定している内容でございます。金額につきましては、先ほど、条例の内容で説明しましたとおり、日額9,000円ということでございまして、この後、議案のほうに上がります補正予算のほうについて関連の予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君）　この条例、今回提案されましたけれども、これは昨年の10月の頃から、この実施隊員の組織編成について、猟友会全員での協議をされました。今、担当課長から、縷々、説明はありましたけれども、是非ともこれ、予算の中で質疑ということおっしゃいましたけれども、やっぱり条例があつて、予算が計上されておるわけでしょうけれども、この条例説明の中で資料等があれば配付をお願いしていただきたいなというふうに思うんです。今、担当課長から説明ありましたけれども、私はここ一年近く、こういった話を議論して、編成隊、只見も設けようと、一年ほど早くは、南会津町は実施されておりますけれども、今までの、被害があつたときに、区長から申請が出て、駆除隊を編成して、それに従事してきたわけですがけれども、今度は隊ということ、実施隊ということで、町から予算出る、県から予算出るというようなことで、この日当制については、魅力はあるんですけれども、かなり拘束される部分があるんです。そうして、今おっしゃいましたけれども、その出役というか、出面を見て、2分の1にするのか、あるいは1時間見回りして一日の9,000円

になるのか。そういった点は、今この12名で、議員さん達がお聞きなっただけだと思っておりますけれども、私自身も中身があまり理解しない中でこの実施隊が設けられたわけでありまして、是非とも、まあ予算の中でも結構ですが、資料を配付、今までの被害の実績は話されましたけれども、その実績に基づいて予算計上されたのではないでしょうから、今度、新しい制度に基づいて、その趣旨を我々も理解すべきであろうし、理解してほしいんですよ。私も。予算計上する上では。是非とも資料がありましたならば、資料要求を提出いたします。答弁はいいですから。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにありませんか。

担当課長のほうでは、予算審議の際に資料等、準備いただければ準備をお願いいたします。  
ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第50号 只見町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 議案第50号 只見町税条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正条例であります。7ページに亘る非常に長い内容であります。ただ今、資料を配付させていただきました。A4版、縦型で、右肩に議案第50号資料とありますものが今回の改正条例の概要であります。もう1部、数枚の綴りになっておりますが、左肩に議案第50号資料とありますものが新旧対照表になってございます。

一枚だけのペーパーであります。只見町税条例等の一部を改正する条例の概要。これに基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。今回の改正であります。これは地方税法等が改正されたことに伴い、所要の改正を行わさせていただきたいというものであります。概要を申し上げます。まず1番であります。軽自動車税の見直し。既に議員各位、お聞きになっていらっしゃるかと思いますが、こういう方針が出されました。軽四輪車等及び小型特殊自動車の標準税率を自家用車、自家用乗用車は1.5倍、その他は約1.25倍に引き上げるというものであります。平成27年度分からとなります。その下にございますが、軽四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものと。27年4月1日以降に登録をするものから新しい税率を適用するよということになってございます。2番です。グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について標準税率の概ね20パーセントの重課を導入するという内容であります。これは平成28年度分からということになります。軽自動車以外であります。普通乗用車でありますとか、小型乗用車。これについては既に導入されておりました。3番目であります。原付及び二輪車の標準税率を約1.5倍、最低2,000円ということであります。これに引き上げをするものであります。これは27年度分から適用ということであります。その下に表があります。3輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車という表であります。区分の欄に車両等の種類が記載してございます。その右側、真ん中でありまして標準税率。現行の金額と改正

後の金額、記載をしてございます。4輪の乗用自家用でありますと現行7,200円であり  
ますが1万800円と。そのひとつにおいて下になります貨物の自家用であります。主に軽ト  
ラック等であります。従来4,000円であったものが5,000円ということでありま  
す。さらにそこの右をご覧くださいと、重課税率という欄がございます。現行  
はこういった経過年数による割増はございませんでしたが、今度は割増をさせていただく  
ということになります。4輪以上の自家用乗用、13年以上経過した車については1万2,9  
00円をお願いするということになります。そのほか、軽トラック等についても、そのひと  
つにおいて下であります。従来4,000円でありましたが6,000円をお願いするという  
内容であります。3輪については、あまり例はありません。これについては3,100円が  
3,900円。一つ飛ばしましてその下、小型特殊自動車、トラクター等が主なものになろ  
うかと思えます。これにつきましては従来1,600円でありましたが、1.25倍という  
ことで2,000円をお願いをするという内容であります。以下はその重課の税率、経過年数  
による割増はございません。その他のものは、フォークリフト等ではありますが、これにつ  
いても4,700円が5,900円。1.25倍ということになります。その下の表でありま  
すが、原動機付自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車について記載がございます。  
50CC以下、従来1,000円でありましたが、最低が2,000円ということでありま  
して、これは2倍の引き上げということになります。以下、現行の税額、そして改正後の税  
額、記載がございますのでご覧をいただきたいと思えます。裏をご覧くださいと思いま  
す。大きな二つ目であります。地方法人課税の偏在是正のための措置ということで、これは  
26年、今年の10月1日に施行ということになります。内容であります。地域間の税源  
の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率8パーセント段階において、法  
人住民税法人税割の税率を以下のとおり引き下げるという内容になります。従来、税割の税  
率、法人税額の12.3パーセントでございましたが、これを9.7パーセントということ  
で2.6パーセント引き下げるというものであります。その下に記載がございますが、この  
法人住民税の法律引下げ分相当については、地方法人税を国税として創設し、地方交付税の  
原資化をするということだそうであります。交付税特会に直接繰入をするという説明がござ  
います。この改正につきましては、平成26年、今年の10月1日以降に開始する事業年度  
から適用となってございます。3番目であります。主な税負担軽減措置等。これは26年4  
月1日施行であります。耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の税額の減額措

置を創設。②としまして、国家戦略特区法に基づく中核事業のうち医療分野における収益性の低い研究開発の用に供する設備等に係る固定資産税の標準税率の特別措置を創設。今のところ該当はございません。3番についても、公害防止施設・設備に係る町裁量分の導入であります。これについても今のところ該当はございません。最後になります。法人税法において外国法人の耐久的施設が定義されたことに伴う所要の改正、各条文がございます。そういった所要の改正のほか、法改正の条項のずれ等による対象条文番号等の見直しを行わせていただいております。

以上、概要を申し上げます。これが議案第50号 只見町税条例等の一部を改正する条例であります。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） ひとつ確認しておきたいことがあります。地方税法と町条例の関係ですが、いわゆる地方税法で規定してある税目であっても、税の徴収の率等は条例で定めるものとされておると、たしか、もう忘れましたが、理解してますが、どうなのでしょう。1点確認します。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 地方税法であります。標準税率を示しているものがほとんどであります。これにつきましては、税によりましては超過の部分、これを定めているものもでございます。今回の条例改正の内容につきましては、金額を現行、そして改正後ということを示してきております。しかしながら、今回、従前の税額に対しまして、新税率といえますか、改正後の税率、もっぱら、雪上を走行するもの及び小型特殊自動車等については標準の税率を示しませんで1.25倍ということで倍率を示してございます。雪上を走行するものについては1.5倍ということで率を示してきております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 2回目ですが、標準税率という法律上の定めがあり、それに基づいて条例に定めるものがある。これひとつパターンと。二つ目は法律そのものが市町村の定める税の上げ幅を決めてよこすものがあるということだという確認の仕方ですが、この軽自動車税については標準税率ではなくて、ずばりこの金額を法律で示しているわけですか。そこをひとつ。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） この税率を概ね示しております。今ほど申し上げましたが、このうち、もっぱら、雪上を走行するもの、及び小型特殊自動車については、すみません、率と申しますか、これは率を示してきております。そのほかについては金額を示してきております。よろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 軽自動車税の税金が上がるということが、条例で委ねられていないとすれば、言っても意味のない話ですが、標準税率ということで、その税率に対して条例で一定の判断を示して条例で決めることができるのであれば、現下において、皆さん、高齢化が進み、普通車をやめて軽自動車にされておると。それは経済的メリットがあるからと。年金が下がり、収入がなくなり、かといって車を離せない。そういう状況でありますから、もう一度確認と最終結論を、3回目ですから聞きたいのですが、これが課長が言われるように、法律で示されている金額ということであれば意味のないことですが、これが法律で標準税率を示されておって、条例の中で金額を定めることができるということであれば、現状維持をしていただきたいというのが質問の趣旨です。ですから、二つ、今ありますが、前段のほうさえはっきりすれば、私はわかります。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 軽自動車税の見直しにつきましては現行7,200円。そして改正案1万800円ということで具体的に示してきてはおります。しかしながら、今申し上げましたように、四輪ではなくて、もっぱら、雪上を走行するもの、小型特殊自動車等については金額ではなくて率を言ってきております。まあ、そういったことで

〔「議長、答えになっておりませんので、もう一回 してもいいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 趣旨に添った答弁をお願いします。わかっぺ。

○町民生活課長（新國元久君） 金額を示してきてございます。

○議長（齋藤邦夫君） それ、条例で変更できないかどうか。

○町民生活課長（新國元久君） 条例で変更できるか・できないかにつきましては、超過課税、あるいはあの、下回る課税の決定ということも、場合によってはあるだろうというふうに思います。今回につきましては、国で標準ということで示してきてございますので、よろしく

お願いをいたします。

〔「そこを聞きたいわけですが、特例を用いて…」と発言する者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。もう一度発言を許します。

○7番（酒井右一君） すみません。特例です。

当町は、固定資産税において超過税率を使用しております。その超過税率は町民万民に均等に負担をされておると。そして、その超過税率がどこに負担されているかということは明確にはされておられません。したがって、超過税率を適用されている本町において、この軽自動車については、大概、1家庭に1台持っております。これを、今、後段で、やっと口を開いていただいた条例で裁量の余地があるのであれば、現状維持にさせていただきたいというのが私の質問ですが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。私からちょっとだけ、話をさせてください。

税の、課税の関係はこれ、当然、町税でございますので、町長にその権限がありまして、その幅を示されて、最終的にはこういった条例という形で、議会の皆様のご理解を得ることですから、がちがちの話ではなくて多少の幅がある。ですから、標準が示されているということです。それはおっしゃるとおりです。ですがあの、最近、軽自動車の性能が上がっている。燃費が向上している。また普通自動車との差の問題等々が背景にあるものと理解しております。そういったことから、国が示す標準的なものは、それなりの意味があるわけでありますので、我々としてはそれより著しく高くということは考えておりませんので、そういった中で極力、上げないで済めば、それに越したことはないということは十分わかりますが、現下の状況、先ほど申し上げた環境等に鑑みまして、このような幅で負担をお願いしたいというのが、先ほどらい、町民生活課長が申している提案理由でございますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） まあ軽自動車は唯一の自主財源でありますけれども、軽自動車については非常にその、移動が激しいと思うんですが、月割計算でそれがいいのかどうかということひとつ。それがなければ、まあ、あるか・ないかお聞きしたい。月割計算があるのか・ないのか。軽四輪について。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 月割計算はございません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） だとすると、友人、友達から6月に譲っていただいて、譲っていただいて、そして、あるいはあの、翌年の3月に廃車すれば、その自動車については前の人が納めて、月割計算になれば、まあ、ただ乗れるというようになりますけれども、その1台について、賦課というか、軽自動車税を課すれば、納めないでということになるわけだ。今まではあったように記憶しているんだけど、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 自動車税の月割、県税であります自動車税については月割がございます。軽自動車税につきましては、従来、月割はございません。今、議員がおっしゃった、鈴木議員がおっしゃった例ですと、たしかに4月の時点で持ってらっしゃった方が納税をしていただく。そしてその後譲り受けた方は3月に廃車をしたとすれば、その年、軽自動車税の納入はないという形になろうかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、皆さんの、を聞いておりましたが、これ、町長の権限があるということも今わかりました。それで、国の定めた法律だということなんですけれども、私は、この軽自動車に対する課税の増税に反対するものです。その理由としましては、軽自動車は町民の農作業または生活の足として、公共交通が十分な体制のない中で、なくてはならないものだと思います。この町に住み続けられる上で重要な役割を持っているものだと思います。軽自動車の増税は大きな、この町に影響を及ぼすと思いますので、よって増税に反対します。

○議長（齋藤邦夫君） 続きまして、提案に賛成の方の討論ありますか。

討論ありませんか。

〔反対討論をします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　　そうですか。

反対討論。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君）　　反対の立場で討論いたします。

この議案50号の軽自動車の増税については反対であります。理由は先ほど申し上げましたが、固定資産税において標準税率1.4のところを1.6、皆さん、負担しております。これ以上の増税は現下の只見町の住民の皆さん方の経済状態に合っていないと思います。少なくとも、無期限の延期なり、取り下げていただきたいと思うものであります。反対です。

○議長（齋藤邦夫君）　　次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号　只見町税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

議案第50号　只見町税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君）　　わかりました。

賛成、起立多数であります。

よって、議案第50号　只見町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することとなりました。

可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君）　　日程第4、議案第51号　只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） すみません。また、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 議案第51号 只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

概要であります。今般、医療分について、所得割、均等割、平等割等、税率を上げさせていただく。そして、後期高齢の支援金分、介護保険の納付金分については据え置きをさせていただきたいという内容でございます。

これに至った背景、国保の現状について、保健福祉課長より説明を申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、まず私のほうから、国保の全体的な状況について、まずあの、先ほどお配りさせていただきました、この只見町国民健康保険のすがた。これにまずよりまして、次に25年度の状況、そして今回の分について説明をさせていただきたいと思います。

まずあの、この国民健康保険のすがた。1ページ目でございます。ページを追って説明したいと思いますので、よろしく願いをいたします。まずあの、1ページ目でございますが、只見町国保事業の状況ということでございます。一番そのページ下に書かれておりますけども、国保事業、医療費の支出状況によって変動する歳出に見合った歳入を確保する必要があり、歳入が少ないからといって歳出を抑えることはできないという性格をっております。でまあ、これを賄うための財源についてはということで、今度は中段、右側のほうにございますけども、四角の中でございます。国、県の負担金あるいは交付金等がございます。基本的にはその残りを保険税のほうで賄うということでございます。まあ状況によっては支払準備基金の繰入であったり、ほかに実際には、前期高齢者交付金あるいは共同事業の交付金、保健基盤安定負担金等が収入であるというような状況でございます。

続きまして、2ページ目でございますが、2ページ目につきましては、只見町の人口と国保加入者の推移ということでございます。平成20年度から26年度までの数字でございま

す。世帯数、それから住民基本台帳人口、それから国保の被保険者数についてはいずれも減少傾向にあるというような内容となっております。四角の中でございますけれども、20年度から後期高齢者医療制度が発足しまして75歳以上の方が移られたことによりまして、74歳以下の国保被保険者については全人口の約3割以下となっているというような内容でございます。

それから、続きまして、3ページ目でございます。3ページ目につきましては、国保の被保険者の年齢構成と国保税の軽減世帯の状況ということでございます。左側上のほうにつきましては、25年9月末現在の退職者を除いた被保の区分ということでございまして、その下にその割合等記載しております。前期高齢者の加入率、大体48パーセントと、半数ぐらゐを占めております。それから、60歳以上の年齢が全体の約60パーセント。現役世代が全体の33パーセントとなっているような状況でございます。次にあの、右側でございますが、軽減世帯ということでございまして、全体で775世帯。そのうちの7割・5割・2割軽減世帯についてはそこに記載のような数字となっております。全体の55パーセントが軽減世帯と。それから軽減世帯で所得割課税がそのうちの約49パーセントというような内容となっております。

それから4ページ目でございます。4ページ目につきましては、近隣町村の一人あたりの保険税額、医療費、そして調剤費ということで、この数字につきましては連合会のほうの国保のすがた、こちらのほうに添付している部分でございまして、直近、24年度のデータということでございますが、24年度につきましては一人あたりの医療費で高いほうから12番目。それから一人あたりの保険税額については低いほうから5番。そして調剤費については高いほうから13番目というようなデータでございました。

次に5ページ目でございますが、5ページ目につきましては、国保事業の被保険者数、それから保険税の収入額、医療費についてでございます。被保険者数については、これは当初、26年の予算編成時点の部分でございまして、まあ1,200という数字でございますけれども、被保険者数及び医療費については減少傾向にあると。ですが、一人あたりの医療費については増加しているというような数字でございます。

それから、6ページ目、7ページ目については年度別の財政状況というようなことございまして、その表、真ん中辺の四角でございますけれども、23年度以降は繰越金がほとんどない状況ということで、上段のほうの右から三つ目、三列目に繰越金が少なくなっていると

というような形で、少ない額だということで記載しております。で、25年度につきましては24年度の前期高齢者交付金のプラス精算等あったことによりまして、24年度からの繰越金が約2,400万あったというような実績の数字でございます。で、米印、平成24年度から25年度の前期高齢者交付金は、これあの、この後、12ページにも出てきますけど、約5,000万円の減額交付だったと。また25年度から26年度の前期高齢者交付金については、約6,200万円の減額交付になっているというようなことでございます。7ページ目については、それをまあ、また違う形で表したものでございます。

8ページ目。これはあの、歳出についての状況ということでございます。療養費につきましては、この中でやはり一番大きな支出内容でございまして、保険者の減少の中で療養費も減少傾向にはありますけども、26年度の予算ベースでは歳出全体の67パーセントを占めているというような内容となっております。

それから今度、9ページ目でございます。9ページ目。9ページ目につきましては、年度別の決算額の推移ということでございます。24年度につきましては前期高齢者交付金で、22年度からの精算もありまして、前年対比で約7,300万円の増ということで、その7,300万円の増というのは、ちょっと網掛けになっている黒い部分、上のほうの前期高齢者交付金というところをずっと右側のほうにきていただきますと、1億3,634万2,000円と。これが23年。24年については2億927万3,000円ということで、その差額分の話でございます。前年対比で7,300万円の増ということもあって、繰越金が約2,400万出たということでございます。25年度につきましては、繰越金が、24年度からの繰越金が約2,400万あったということから、単年度収支については、ずっとこのまた下見ていただきますと、マイナスということではあったんですが、財源不足分の繰入はなくて保険事業分の繰入だけで済んだというような状況でございます。

それから10ページ目・11ページ目につきましては、国民健康保険給付費支払準備基金の額であったり、支払準備基金の推移というような表でございます。10ページ目の、左側、上のほうの表でございますけども、適正保有額が1億1,393万円と。それから25年度末の基金保有見込み額というのが、その次の表の、本当に中段、1億804万2,000円という数字でございまして、基金の余裕額がその下でございます。(B)引く(A)ということで、588万7,000円ばかり、まあ、ちょっと下回っているというような内容となっております。それから11ページ目でございますけども、これをまた表にした、表というか、

した部分でございまして、先ほど言いました適正保有額というのが、この右側のほうの点線で書かれている部分でございます。これがあの、26年度、1億1,393万円ということで、基金として保有すべき額のラインということでございます。一番右のほうに、ちょっと下向きで、点線となっている矢印あるかと思うんですが、これにつきましては、26年度基金の充当額ということで、当初予算時の数字が下点線部分、4,657万6,000円ということでございまして、保険事業分がこの中に277万6,000円ありますので、財源不足分としては4,380万円を当初見込んでいたと。これを崩した場合には、26年度の基金予定残額というのが6,146万6,000円になるというような内容でございまして、この上のほうでございまして、実線部分については基金充当額ということで、6月本算定時という内容でございまして、3,177万6,000円を崩したということでございまして、同じく保険事業分については277万6,000円、財源不足分について2,900万というようなことで、そうしますと、26年度末の基金予定残額については7,600万円ぐらいになるというような表でございまして。

それから、今度はその後ろでございまして。先ほど、6ページの時、歳入部分で話したんですけども、12ページの部分でということで、前期高齢者交付金の交付の状況でございまして。これにつきましては、その年度の概算交付が2年後に精算となるということでございまして、例えばあの、24年度につきましては、上のほうから概算交付1億9,300万。交付額2億900万。確定額1億7,800万とありまして、その下に精算額1,600万あるんですが、2年前の数字ということで、22年度、1億6,237万7,000円が概算交付されたが、実際の確定額が1億7,850万だったということで、その差額が精算されるということで、1,600万が追加交付されると。それが概算交付とプラスされまして、交付額が2億900万になるというような、そういう見方の表でございまして。それで26年度につきましては、交付額が上から2段目、9,697万7,000円になってますよというような数字でございまして。

〔すみません。もう少し大きな声でお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○保健福祉課長（横山祐介君） はい、すみません。

次に13ページ目でございます。13ページ目につきましては、これは郡内町村の国保税の、国保税額の比較一覧ということでございまして、25年度までの数字をそこに、只見、それから南会津、下郷、桧枝岐というようなことで記載しておりましたのでご覧をいただき

たいというふうに思います。

それからその裏、14ページ目でございますが、これはあの、保険財政共同事業の収支の状況ということでございまして、ここにあの、書かれていますように、これ、四角の中でございます。共同事業拠出金、それから交付金の仕組みにつきましては、保険財政共同安定化事業につきましては30万以上の医療費を対象としていると。それから、高額医療費の共同事業については80万以上の医療費を対象とした再保険事業ですよというようなことございまして、27年度からは全ての医療費、今までこの30万円以上というものが、今度は1円以上が対象で算定されるというようなことになるという内容となっております。

それから15ページ目。15ページ目につきましては診療所の21年から24年度までの、入院、外来のその診療報酬の表ということで、これにつきましてもご覧をいただければというふうに思います。

それから16ページ目。16ページ目については、只見町の高額療養費の件数と、それから療養費ということで、その金額のほうを、一応、参考資料として載せておきました。22年度から25年度まで、大体まあ、件数については600件前後、それから金額につきましては3,500万から4,000万ぐらいの間を行ったり来たりしているというような、そういうような数字でございます。

それから17ページ目につきましては、25年度の診療分に係る医療費別の件数ということで、これはレセプト1件あたりの費用額でその表にまとめております。この表見ていただくとおわかりのように、左側のほう、これ金額となっておりますが、まあ1万円以下、ゼロから4,999円、5,000円から9,999円ということで、1万円の方のレセプト。これについては大体まあ、その60パーセントを占めていると。それがあの、3万円までその額を伸ばしますと、約90パーセントがその1件あたりのレセプトの表、表というか金額での費用額となっているような、そういう表でございます。

それからその裏でございますが、その裏につきましては、疾病分類別の件数ということでございますので、これについては一番右側のほう、件数とそれから点数記載しておきましたので、ご覧をいただければというふうに思います。

続いてあの、国保のすがたについては以上でございますけども、25年度の状態についてでございます。25年度の状態につきましては、まずあの、一つ目に、先ほど9ページ目でもお話をさせていただきましたが、単年度収支の見込み額というのが約2,000万円ぐらい

赤字であったこと。それから5ページ目でございますけども、5ページ目については被保険者数あるいは医療費は少しずつ減ってはいるんですが、一人あたりの医療費が伸びているということ。そしてあの、三つ目に、これは12ページということで、行ったり来たりして本当申し訳ないんですが、前期高齢者交付金が約4,300万円のその精算額で、前年度対比で約6,200万円の減になったということでございます。であの、25年度につきましては、保険税を増額しましても、当初で基金から3,972万1,000円と。これは充当する必要があったんですが、先ほどのまあ、説明した中で、24年度からの繰越金というのが2,400万ぐらい出ましたということですので、最終的にあの、特別調整交付金等のその増額によって、基金の取り崩しっていうのがその保険事業分だけなんですというような内容となっております。それからあの、今回の分につきましては、国民健康保険給付費のその支払準備基金については、平成25年度末の保有適正額というのが、先ほどのその表の中で見ていただいた、10ページ目で見えていただいたんですが、1億1,300万。それがあの、25年度の見込みについては1億800万。その余裕額というのが588万円分のマイナス分だったということでありまして、この基金の保有適正額だとか、一人あたりのその国保税。こういうのを考えた時に、当初の、26年度当初のその財源不足分という4,380万円。これはあの、国保税の増額だけで賄うっていうのは、あまりにもその、被保険者の方々のその負担が大きすぎるんじゃないかと。また急激な増加を防ぐために、激変緩和的にその基金の取り崩しを行う必要があるんじゃないかというふうに考えております。今年度につきましては、前期高齢者交付金の精算額。これがあの4,300万減ったということが大きな要因でありましたが、次年度以降、27年度以降につきましては、概算交付申請時、申請をする際に、その補正係数というか、申請をする額に、その計数というのがありまして、それをまあ、緩和することができるということで、その申請する金額と、それから精算額があまりまあ、大きな開きがないように、することができるようになったということでございます。でまあ、交付金については、ある程度その、申請額に近い金額ということになる、安定してくるというふうに思われます。そうすると、来年度の精算見込み額というのが、本当に試算の試算ということではあるんですけども、約まあ、1,600万円ぐらいになると。その三角の減額ということになるということですので、今回あの、26年度の4,300万円の減額、マイナス交付ということと比較すると、2,600・2,700万のその余裕が出てくるといような数字になりますので、今後の医療費の縮減だとか、健康づくり等取り組みながら、

その状況を見ていくというような形になるかと思いますが、ある程度その、バランスが取れてくるんじゃないかなというふうに考えております。でまあ、こういう状況なものですから、基金の繰入については、その保有額について、26年度の当初予算編成時に、その崩すその額についても心配される声がありまして、本来、その不足分については税金のほうで賄わなければいけないということが1点。そして、二つ目には、そうは言ってもその、被保険者の負担を考えた時に、やはりあの、激変緩和的な措置、基金の繰入というのは必要な措置だというふうに思うこと。そしてあの、三つ目に、先ほど話しました前期高齢者交付金の交付や精算の状況を見た時、その幅がちっちゃくなるということを考えれば、今回その差額、26年度と27年度の見込み額の分、それに近い額っていうのを、基金の繰入金、財源不足分として、大体まあ、2,900万程度の取り崩しをお願いし、医療費分については増額。そしてあの、支援金とそれから介護分については据え置きをさせていただきたいということでございます。であの、今そういうような状況をお話させていただいて、またお願いをしまして、私のほうの説明は終わらせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 今ほど、今回、国民健康保険税条例。これの改正をお願いするに至った経過を保健福祉課長がご説明申し上げました。

それに基づきまして、税率、計算をさせていただきましたものについてご説明を申し上げます。

左方に、議案第51号資料ナンバー1という資料がございます。A4縦型の両面の資料ですがご覧をいただきたいと思います。国保税条例の主な改正についてということで、税率等の変更をお願いをするものであります。表をご覧いただきたいと思います。所得割であります。平成25年度、5.4パーセントであったものを今年度、1.08パーセント増の6.51パーセントをお願いをしたいということであります。これ医療分についてであります。均等割り、一人当たりであります。2万1,800円であったもの、4,600円増額の2万6,400円をお願いをしたい。平等割、一世帯当たりであります。1万4,700円であったものを3,600円増の1万8,300円をお願いをしたいということあります。下に平等割、特定世帯は7,350円だったものが1,800円増の9,150円。特定継続世帯につきましては1万1,025円であったものが2,700円増の1,3725円をお願いをしたいという内容であります。中間に後期高齢の支援金分、右に介護の

納付金分等の記載がありますが、これにつきましては据え置きでお願いをしたいという内容であります。その下段であります。後程説明をさせていただくようにはなりますが、今回の税条例改正に関連がありますので報告をさせていただきますが、地方税法の改正によります国保税条例の改正がございました。課税限度額の引き上げであります。後期高齢者支援金分の課税限度額14万円が16万円。介護納付金の課税限度額12万円だったものが14万円に26年度から改正をするということであります。そのほか、条ずれの条文の修正等がございます。あとは低所得者の軽減措置の拡大ということで、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数が世帯主を除く被保険者数から、世帯主を含めた被保険者数に改正をされたこと、緩やかな基準になったということであります。2割軽減につきましても、被保険者の数に乗ずる金額が35万円から45万円になったということで、2割軽減がかかりやすくなるという内容でございます。こういったことで医療分の税率の増をお願いをしたいという内容であります。

続きまして、右肩に議案第51号資料ナンバー2とあります資料、横長の何枚か綴らっている資料であります。ご覧をいただきたいと思っております。まず資料1の国民健康保険税按分率算出基礎表、一般分についてご説明を申し上げます。医療給付費分の一般分であります。本年度課税調定額7,390万8,000円であります。前年は6,561万7,000円でございます。右上に基数調査日、基準日、世帯数、被保険者数と記載がございます。基数調査日は5月末、基準日は4月1日、世帯数は746世帯、被保険者は1,200人で試算をしております。7,390万8,000円。これを調定させていただくために下表によって試算をさせていただいております。左側の下段の表、ご覧をいただきたいと思っております。応能割、所得割であります。平成25年度、5.4パーセントであったものを、26年度は6.51パーセントでお願いをしたいということあります。その下に所得が記載をしております。所得につきましては、25年度から1,937万1,000円ほど減となりました。しかしながら、一人当たりの平均課税所得、右側の下になりますが、若干伸びてはいる状況であります。応益割であります。均等割、一人当たりの額であります。2万1,800円から2万6,400円をお願いをしたい。人数につきましては昨年から62人減の1,200人となっております。応益割の平等割であります。一世帯当たりであります。これにつきましては1万4,700円から1万8,300円。3,600円の増ということあります。世帯も32世帯減額となっております。その下に試算がございまして。一人当たり

課税額、中段であります。昨年5万1,994円でありましたが、9,596円増の6万1,590円。世帯当たりになりますと1万4,732円、昨年に比べて増額となります。9万9,072円ということをお願いをしたいというものであります。右側の下段に応能・応益割合の算出がございますのでご覧をいただきたいと思っております。

続きまして、資料ナンバー2。後期高齢の支援金分について記載をしております。本年度保険税調定額1,264万8,000円ということをご想定をしております。左側の下段、昨年と比較しまして税率の改定はございませんので、比較は応能割、所得割の率、そして応益割の金額等に変化はございません。被保険者につきましては昨年1,359人でありましたが、86人減ということで1,273人、世帯についても822世帯から47世帯減の775世帯ということになってございます。その下に一人当たり課税額、試算をさせていただきました。微妙な差は出ておりますが、昨年とほぼ同額であります。

続きまして、資料ナンバー3-1というページをご覧をいただきたいと思っております。医療プラス支援金分。医療給付費分と後期高齢の支援金分を合算した表であります。本年度保険税調定額8,576万円を想定しております。左下、ご覧をいただきたいと思っております。医療給付費分の増が反映した表となっております。所得割につきましては前年比1.08パーセント増。これは医療給付費分であります。応益割の均等割、平等割につきましても、それぞれ4,600円、3,600円の増ということではありますが、これも医療給付費分の増の分が反映してございます。一人当たり課税額であります。昨年6万1,924円でありましたが、今年度9,542円増の7万1,466円。一世帯当たりになりますと、昨年10万4,480円でありましたが、1万4,511円増の11万4,959円をお願いをしたいという試算であります。右下段に応能・応益の割合の表がございますので、これをご覧をいただきたいと思っております。基本は5・5であります。ほとんど5割・5割ということで試算をさせていただいております。

資料ナンバー3-2に試算の例がございます。これをご説明を申し上げます。医療プラス、医療給付費分と後期高齢の支援金分の合算の試算であります。例の1であります。一般の世帯。農業所得の世帯、専従者なし。所得額143万円、家族は二人ということで試算をさせていただきました。これによりますと、こういった世帯、軽減はかかりませんので、前年度税額、試算ですと14万1,500円でありましたが、今年度は2万3,300円増の16万4,800円をお願いをしたいという内容であります。例の2であります。7割軽減世帯

であります。これにつきましては所得割が課税となりません。つきましては均等割、平等割の7割を軽減するという内容でありますので、昨年2万600円でありましたが、今年は年間あります3,800円増の2万4,400円をお願いをしたいということでもあります。例の3、5割軽減世帯であります。家族が二人で所得が57万5,000円の世帯であります。これにつきましては、前年度ですと5万500円。これが今年8,800円増の5万9,300円をお願いをしたいという表であります。例の4、2割軽減の世帯であります。家族二人、所得額が103万円ということでもあります。これにつきましては、前年度税額10万1,300円であったものが1万6,900円増の11万8,200円をお願いをしたいという内容であります。その下に7割・5割・2割の軽減世帯の該当者、こういった方が該当しますという記載がございますのでご覧をいただきたいと思えます。

続きまして、資料ナンバー4-1であります。介護納付金分の試算であります。1,468万8,000円の調定を想定しました。基数調査日は5月31日、基準日は4月1日。世帯数が398世帯、被保険者は493人あります。これにつきましても税率等の改正はございませんので、比較増減はゼロということになっております。被保で、被保険者で59人減の493人。世帯は437世帯から39世帯減の398世帯ということになっております。一人当たり課税額であります。1,191円ほど、昨年と比較して多くなっております。これはあの、右下をご覧いただきたいと思いますが、一人当たり平均課税所得が伸びたということで、所得割、税率を変更することがなくても若干、所得割で率が上がったという内容でございます。一世帯当たりにつきましては775円増、3万6,905円という試算でございます。

続きまして、資料ナンバー4-2、介護納付金分の試算例をご説明を申し上げます。例の1、所得、被保険者の数等は先ほどの医療給付費分と同様であります。税率の変更がございませんので、昨年同様、例の1ですと一般世帯5万5,000円をお願いをしたい、増減はなしであります。例の2、7割軽減の世帯であります。8,300円で増減はなしと。例の3、5割軽減世帯につきましても昨年同様2万円をお願いしたいということ。例の4、2割軽減世帯につきましても昨年と同額の3万9,600円、増減はなしということで試算をしております。

続きまして、資料ナンバー5であります。国保事業の予算の推移ということで、歳入歳

出分、資料として添付をさせていただいております。

資料ナンバー 6 であります。国民健康保険療養給付費等の推移。これにつきましては、先ほどの保健福祉課長の説明と重複するところがございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

資料ナンバー 7。ここにも国保の支払準備基金の額の推移ということで記載をさせていただいております。先ほど説明がございました。

資料 8 についても同様であります。基金の状況であります。

資料ナンバー 9。郡内の税額の推移ということで記載をしてございます。ご覧をいただきたいと思っております。

最後のページになります。資料ナンバー 10 であります。只見町国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただいた内容につきまして、答申をいただいた答申書の写し、そして委員の方々の名簿をコピーして添付をさせていただきました。

これが資料ナンバー 2 の説明であります。

併せまして、新旧対照表付けさせていただきましたのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、概要を説明させていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

4 番、山岸フミ子君。

○4 番（山岸フミ子君） 医療給付費分と後期高齢者支援金分のところで、所得割のパーセントが、ここ 6 年ぐらいの比較、今度は、今年度は 7.57 パーセントとなっておりますが、その比較がわかったら教えてください。6 年遡ってからのパーセント。

○議長（齋藤邦夫君） 質問の内容わかりましたか。

町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 医療給付費分と後期高齢の支援金分の 6 年前のパーセントということでしょうか。

○4 番（山岸フミ子君） 6 年前からの経過。26 年、25 年、だから、21 年度からの、

○議長（齋藤邦夫君） すみません。資料のページ数、ちょっと教えてください。

山岸さん。

○4 番（山岸フミ子君） 51 号の資料ナンバー 2 のところで、資料ナンバー 3 に、のところで、これ、国民健康保険税所得別試算例というところがありまして、この例 3 というところ

で、所得割が7.57パーセントと出てますが、その21年度からのそのパーセントを知りたいわけですが。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） すみません。今手元に24年度のものまでしかございませんので、24年度・25年度の率を申し上げさせていただきたいと思います。24年度は、すみません、23年度からでございます。23年度、7.48パーセントでありました。24年度は7.19ということで0.29パーセント減額となっております。25年度であります、さらに6.49ということで、24年度対比で0.7パーセントほど下がってございます。23年度から25年度までで、概ね1パーセント減額をさせていただいております。つきましては23年と比較しますと、23年度、7.48でありましたから、今年度は23年と比較をさせていただいたという状況になりますと0.09ポイント増ということになるかと思っております。すみません。21年のものは今手元にごございませんので、申し訳ありません。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、26年度は0.09パーセント上がっているということですが、あとそれから均等割ということで、この金額ですが、まあ、25年度は2万5,800円だと。一人当たり。で、今回はどれぐらいになるんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） この表、山岸議員もご覧になっていらっしゃるかと思います、その表の左側に記載がございます。26年度であります、3万400円ということであります。26年度の均等割の額であります。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

3回目です。

○4番（山岸フミ子君） その差額は、4,600円ですね。4,600円上がるわけですね。それで、先ほどあの、この説明の中で、7割軽減の方、この表、同じ表のところに、例2というところで、7割軽減の方が、やはりこれが上がって、3,800円上がるということなんです。もうあの、率は0.09ですが、ほとんど値上がりということになります。でよろしいですね。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 0.09というのは平成23年度の医療給付費分と支援金分の所得割の率と26年度の、今回お願いをしている率との比較であります、今ほど議員おっしゃったのは、7割軽減世帯の試算、昨年との比較の3,800円のことでよろしいでしょうか。これにつきましては、資料3の1、右側の下段の応能・応益割の表をご覧くださいと思います。率を算出させていただくにあたりまして、応能割、そして応益割、これが概ね5割・5割、50パーセント・50パーセントになるようにという国の指針がございます。それに合わせて所得割も5割、均等割・平等割も5割ということで試算をさせていただいた結果であります。つきましては、それが今度、試算表に入りますと、7割軽減の世帯ですと所得割はかかりませんのでゼロということになります。平等割につきましては、まあ、これはあの、一般世帯、例の1のほう、ご覧いただいたほうがよろしいのかなと思いますが、総額での比較にこれはなっておりますが、一番最初にお話をさせていただいた表であります。均等割は一人4,600円、平等割は3,600円お願い、増額をお願いしたいということですので、これを通常で計算をさせていただきますと、二人世帯ですと1万2,800円の均等割、平等割の増額をお願いをしたいという内容になります。併せまして、軽減のかからない世帯ですと、所得割も概ね5割の比率でありますから、概ね1万2,800円程度。ちょっと乱暴な計算でありますけれども、増額をお願いしたいということになります。合わせますと2万5,600円。2万5,600円の増額をお願いしたいということになります。おっしゃる7割軽減の世帯であります、所得割はかからないということ。そして平等割・均等割については7割軽減がかかるということですので、通常でありますと、1万2,800円程度増額であるものであります、軽減がかかるので、今回3,800円の増額をお願いしたいということになります。なにぶんにも、応能割・応益割、50パーセント・50パーセントが基本という試算の前提がございますので、軽減世帯の方、所得が少ないということですので大変な状況とは思いますが、ルール上、5割・5割と。応能・応益、5割・5割の基準からしますと、応益割だけ下げるわけにはいかないということですので3,800円の増という試算になります。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

ありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 保険税の増に転向する理由はこの中に、よくわかる部分もありますが、

国保事業の展開の中で、いわゆる根本的なこの保険料の値上げに繋がっておる少子高齢化対策に向けた国保サイドの事業は何かありますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 国保事業サイドのということでございますけども、まずあの、一つは、少子高齢化というか、例えば、特定健診の関係だとか、あるいはそれに対してのその啓発等ということで、まあ健康づくりであったり、あるいはあの、予防事業であったりというようなことで、こちらのほうは進めているというようなことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 資料ナンバー2のこの計算式というか、考え方から見てみると、保険というのはそのシステムからして分母と分子がありまして、分母と分子がひっ迫していった同じになれば、1分の1になるわけですから、当然、被保険者の数が少なければ、医療費は、これはあの、計算上、増に向くわけでありまして。それであの、いわゆる子育て支援ですとか、その、なんとかその、人口増に転ずるような、国保事業としての展開があるかどうか、重ねてお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） これにつきましては、例えばあの、人口増ということになりますと、その健康づくりということでその、例えば、寿命を長くしていただくとか、あるいはあの、子育て支援の中でも、子宝祝金等ございまして、それも26年度から拡充しているというようなことがありますので、そういう部分でまあ、子供っていうか、その人口増のためにという、そういう部分の働きかけもこちらもしているというような、そういう状況でございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今ほど、福祉、そして担当課長からも説明を受け、ありました。国保税については、都市部のほうが非常に医療機関が良いものですから、保険税が高いというふうに言われております。私ここで提案された内容について、二つほど質問をしてみたいと思うんですが、担当課長より、今年も一人当たりの医療費が増高しているが、高額療養費の状況で、この医療費というものは変わるのではなかろうかなというふうに思います。そこで、

高額療養費というのはまあ、お医者さんから名のある病名をもらってですね、長期入院されている患者が、町として、只見町の中で多くあればあるほど、保険税に影響するのではなからうかなど。その対象となる医療費が相当多くなると言われております。そういった疾病といますか、どんなものか聞いてみたいなど。わかる範囲というか、マル秘のものかわかりませんが、高額療養費受けられている人数は別として、相当な数がおられるようにも伺っております。また、これを把握して、どのような対策に取り組み、医療費の減、国保税の減を、少なくすることを考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。私の言うのは、この税の按分、応能・応益割までくるまでには、この3年間の医療費の平均をとって、そして昨年の町の、25年度末の基金の残を鑑みて、保険税を組まれたこと、この資料説明を受け、私もこれについては関心を持って聞いておりましたけれども、辛苦されて作られたなどというふうに思っております。一人一人、一人当たりの保険税が上がったという説明、両課長からありましたが、まさに一人当たり775円、税率で。そして課税分が、何ページですか、書いてありましたけれども、1,190円ですか、のように聞いておりましたが、まさにこの只見の中で、この大きな病気にかかっている人、悩んでおられる人のためにも、この国保税、上がった上がったと言われるけれども、私はあの、討論ではありませんが、本当に、社会保険の町民もおられるわけですから、若い者は社会保険、そして、弱い者といいますか、私どものような者が国保に加入して、所得も少なく、そして医療費を迷惑をかけているという、私のことを取り上げましたけれども、そこで今お聞きした点について、どのような対策を取られる、減にならないような対策を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

1点。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） ただ今の件でございますけれども、高額療養費の関係につきましては、先ほどあの、16ページ、それから金額的な費用額については17ページのほうに記載しております。それであの、高額療養費にかかるその疾病ということにつきましてはまあ、一概にあの、どの疾病が高いかといった、なかなかまあ、難しいと。高額療養費の該当というのが、医療費のそれぞれのその自己負担限度額、それを越えた時に高額療養費というようなことでの支給になるものですから、70歳未満、それから70歳以上の人、それぞれに限度額が違ったり、所得区分が違ったりというような状況でございます。でまあ、一概にあの、一概というか、その、言えないんですが、一般的に高い、その医療費もかかる疾病と

というのは、例えば新生物であったり、あるいはあの、循環器系の疾病が高いというようなことでは言われているようでございます。それからあの、病気にかかれた方、そういう方につきましては、本当にあの、体のほう大切にされて、少しでも早く治っていただきたいというふうに思いますけども、こちらサイド、町サイドとすれば、その前段通しまして、日ごろの健康維持のための心がけについてのその啓発等していかなければならないのかなというふうに思っております。であの、例えば検診の勧奨をしていくということであったり、まあ、それは、その病気の重症化を防ぐ、あるいはあの、早期発見・早期治療ということに繋がっていくというふうに思いますし、またあの、生活習慣病、そういうものが要因ということであるのだとすれば、普段の食生活であったり、まあ運動習慣等、そういうものについて、なるだけ継続してやっていただくような、そういうその取り組みをした中で、医療費の減であったり、あるいは保険税の減に繋がっていけばというふうに考えて、思っているところでございます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今の質問はわかりました。

それで、2点目であります。今回の税率アップを、基金を活用していくということですが、もしこの基金を活用しないと、一人当たりの、いくらぐらい増えるのかをお伺いいたします。まあ、なんといっても、この3年間の中で残った分は基金を積み立てて、基金も底を尽きたと。まあ、足りなければ一般会計から繰入をするということなんでしょうけれども、基金を活用しないとどれくらいになるか。まあ計算されたこともあると思うので、わかる範囲で結構ですが、それだけお聞きしたいと思います。よろしく。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（新國元久君） 基金の額であります。今回、いわゆる赤字分、不足分としまして2,900万円想定をしまして試算をさせていただいております。2,900万円あります。医療給付費分、医療プラス後期高齢支援分、人数は1,273人ありますので、単純に割りますと、一人当たり2万2,780円。2万2,800円ほど、今回お願いするよりは余計をお願いをしなければならないという内容かと思っております。これに今回お願いをしております額を加えますとまあ、概ね、3万2,400円程度の増額をお願いをすると。基金を今回活用させていただくことによって9,596円、9,600円程度の増でお願い

をしたいということであります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 基金活用は我々、被保険者については基金を活用していただきたいんだけれども、やはり、社会保険の方も多く、住民におられるわけですから、やっぱりその辺の兼ね合いもあるのかなというふうに思いますが、是非とも、1点目に申しあげましたように、この医療費のかからないようにするにはどのようにしたらいいのか。税も、それから保険税についても、保険税というのは目的税でありますから、これだけいるということになるあなを、それぞれの応能・応益で割って、そして、その税額を、国保税を出されるわけですから、私はあの、ひとつ、応能割を低く、応益割を低く、いや、応能割を多くして、所得を多くして、所得の多いものについては多く課税するという仕組みのほうに、まあ50・50でしょうけれども、こう見てみますと、若干、年寄り残って、資産残して、若者はほかに行って、家屋あるいは土地の、農地の税金を払いながら、保険税に加入すんなんねえ。しかし、軽減措置で7割もあるわけですから、まあ私は保険税についてはありがたい制度だなというふうに常々思っておりますが、是非ともやはり、1,000円でも、775円上がったも、上がりは上がりですから、しっかりとやっぱりこの辺を、税の課税については努力していただきたいなというふうに申しあげて質問を終わります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番、山岸フミ子君。

これから討論を行いますけれども、まず原案に反対者の発言を許します。

反対ですか。

○4番（山岸フミ子君） はい。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 今、いろいろ説明を受けました。それで鈴木議員も保険のありがたみというものを言われましたが、私はこの国保税一部改正についてを反対します。その理由は、先ほども言いましたが、本条例で7.57パーセント、それ平成20年以降、最も高い

税率になっているということで、均等割は3万4,000円の、前年と比べて4,600円の増額ということです。平成20年の2万円と比べると約1.5倍に、先ほどもそのような説明がありました。大元はこの国の社会保障の削減の政策にありますけれども、それでまあ、町民の生活は、今8パーセント、消費税の8パーセントが上げられている。で、年金は削減されている。70歳からは診療費の窓口1割負担から2割負担となって、1ヶ月3万・4万の年金で暮らされている高齢者の方も大勢いらっしゃいます。この国保税の値上げだけでなく、いろんなところに負担が多くかかっていると思います。私は町民の命と暮らしを守るために、立場から条例に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

ございませんか。

〔賛成の立場で。11番、鈴木〕と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） まあ私は今、いろいろ申し上げましたけれども、ひとつは、国民健康保険運営協議会の菅家三雄会長が、この保険税は今年は妥当だということを判子を押された写しありました。それに尽きるわけですけれども、とにかく、私は、この基金を繰出しても、その3年ごとの平均のあれをやっていかないと、今年はまあ、775円上がったと、数字的には載っておりますけれども、一年一年、こうしたことをやっていかないと、来年、大幅な、やはり税率、保険税が上がると、そして繰出しも多くなるということを心配しております。したがって、私はこの協議会長の妥当だという線について報告ありましたので、私は賛成いたします。この原案に反対でなく賛成をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかに、討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これから、只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定するに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

た。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第52号 只見町空き家等の適正管理に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず、資料の配付の許可をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） ただ今、資料を配付いたしました。先の提出議案書の中の議案第52号から説明をしてみたいと思います。よろしくをお願いします。

議案第52号 只見町空き家等の適正管理に関する条例について説明を申し上げます。

まず第1条としまして、目的であります。この条例は町内の空き家等の管理に関し、所有者等の責務を明らかにするとともに、空き家等が放置され管理不全な状態となった時、またはその恐れがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、住民の安全で安心な暮らし及び地域の良好な景観の保全を確保することを目的とするものでございます。

第2条からは定義となります。第2条の1項、空き家の定義。そして管理不全な状態の定義。これにつきましては、アからエまでございます。自然災害の倒壊、不特定多数の侵入、雑草等の繁茂。エは町長が管理不全と認めるような状態。(3)として所有者、町民となっております。

下の第3条、空き家等の管理につきまして、これは所有者の責務を明らかにしたものでございます。2項としましては、管理不全に陥らないように、町は指導・支援を行うことができるというものでございます。

次のページ、第4条でございます。情報提供。これは、町は積極的な情報を求めるということで、町民等をお願いをするものでございます。

第5条の実態調査。これにつきましては、空き家の情報を得た場合、危険空き家なのかどうかということを調査。そして、所有者も含めて調査をするというものでございます。

第6条としまして、調査協力依頼につきましては、関係機関に所有者等の調査を照会できるというものでございます。

第7条、助言または指導。管理不全の改善のお願いということでございます。

第8条の勧告。助言・指導をしても、なかなか改善ならないというときには不全を、管理不全を改善するよう進めるというものでございます。文書でございます。

第9条につきましては、勧告書を出したにもかかわらず、相当の期間、改善されないという時には、行政上の命令というふうにしております。

次のページの第10条でございます。命令を行っても改善されない場合につきましてはの公表の手順でございます。

第11条。公表を行っても、まだ改善されないという時におきましては、戒告書の送付を経て代執行というふうになります。

第12条は緊急安全措置でございますが、これは管理不全となっておる家屋等に対して、生命・財産に逼迫した危険が不特定多数の人に及ぶという時に町が所有者の同意を得て、最低限の安全措置を行うことができるというものでございます。

第13条、支援でございますが、管理不全な状態にある空き家の所有者に対して、適正な管理のための支援を行うことができるものということでございます。

関係機関との連携。これは主に犯罪、火災等の担当部署になるというふうを考えております。

審議会。これにつきましては、客観的な、公益上必要であるということ第三者の意見を伺いながら進めるというものでございます。

主にはこうなっておりますが、次に、今ほど配付しました条例第52号資料につきまして説明をいたします。

今、条例1条から15条まで申し上げましたが、これがこの1から4まで、流れになっておるものでございます。次のカラーで出ておりますものが、この手順でございます。まず空き家等に、条例の順序でこれが、1から7までなっております。空き家等に対する相談・提供がありましたら、次に町による実態調査。それによって所有者の特定をいたします。助言または文書による指導、勧告、命令、公表、戒告書の送付、代執行、所有者からの費用等を

徴収するというものでございます。そして、12条にあります、右の赤い四角ですが、緊急安全措置ということも必要であるというふうに考えております。所有者からの同意。そして緊急安全措置の実施。費用等の徴収でございます。

条例の制定に至った経過としましては、第1条の目的でございます。そして、全国的にもこれは、空き家等の措置につきまして、課題になっておるということでございます。まあ1,700市町村の中で約200以上、条例の制定になっておるというものでございます。この条例の手順につきましては、まあ一般的な事例と、そう遜色ない事例になっております。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 今、説明受けました。その中で、第8条で勧告というところがございます。空き家等の適正な管理のために必要な措置、修繕をとるよう勧告することができる。で、勧告をして、9条では勧告を履行しない場合、期限を定めてとあります。この期限、相当の期間というような説明でありましたが、この相当な期間というのはどういうふうになっているのか。それから、そのまま第10条で公表する。そして、公表してもまだ、それに応じなかった場合には強制代執行というような説明だと思いますが、これもそこまでかかる期間と申しますか、それはどのように判断されるのか、説明をもう一度お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 勧告から命令につきましては、相当の期間というものにつきましては、数値的な概念はございません。あと代執行までにつきましては、代執行という文言入れてありますが、それまで至らないまでに改善できれば一番よろしいのかなというふうには思いますが、万事、やむを得ない場合のことでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 相当な期間というのは、それは定めてはないと。そうしますと、この文言等々でございます、町長はというところで、町長の判断でそれは、著しく町民に危険が迫った場合と判断された場合には、速やかにこれは実行されるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 町長はというのは、いっぱいありますが、勧告ですか。命令

でしょうか。助言でしょうか。

○9番（大塚純一郎君） 一連の流れの中で、相当な期間というものがないわけですから、その勧告から、命令から、進んでいく場合、代執行までの間を全て指して、その判断は町長がされるというふうに理解していいかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 失礼しました。

まずあの、勧告につきましては、管理を不全になっておるというところで、改善をお願いはするということで、これは、まあ、所有者の財政的なものもありましょうし、すぐ手を付けられない場合もあります。そういう諸々の諸事情を勘案しまして、相当な期間を設けて、町長が判断するというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） この図のほうの赤いほうにいきたいんですけど、危険があつて所有者からの同意が得られればいいでしょうが、この同意が得られない場合はどうされますか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） まず、緊急安全措置でございますが、簡単な例をいいますと、まあトタンがはがれていて、町道、国・県道に通る人に危険が及ぶというような状況でございますが、まず一番にお願いしなければならないのは、まあ所有者の特定もございましょうが、その、はっきり言えば、親戚とか、知り合いとか、そういう人がまず手を下していただきたいというのが願いでございます。あと所有者が同意がされない場合はどうされるのかということでございますが、これが公益上、それを放置しておけば重大な危険が及ぶというときには行政が判断しなければならないという問題だと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 5番、新國秀一君。

○5番（新國秀一君） まあ、そういうことだとは思いますが。法務大臣の死刑執行ではないですが、いつやるかわからないような危険な状態はまずいのかなと。所有者からの同意がなくても、飛び越えて緊急安全措置に行くのかなというふうに思いますが、間違いはないですね。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 繰り返しになって恐縮でございますが、まずは緊急安全措置

の同意を得るといふものが必要であります、その前にやるべきこと、お願いする人がおられるというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 第13条に支援という項目がございます。残念ながらあの、只見町では、どんどんどんどん、まあ、こうした空き家が増えまして、最近でもうちの集落、そしてまあ、隣の集落で合計2戸の解体がされました。これはあの、事前に、その間の話し合いが、民間同士というか、うまくつきまして、解体ということになったんですが、やはり私はあの、解体の手順も重要だと思うんですが、13条で書いてあるような、適正な管理のための必要な支援とか、あるいはそうしたものを借りて、うまく活用する人達への支援とか、そういったものも是非、こうした空き家というものが、要は、町民の中で、あるいは議会の中で、役場の中で、こうした動きになった中で、是非、これからこの次に、是非あの、担当課長に検討していただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 13条について、ご意見をいただきました。その前に、第3条につきまして、管理不全な状態になってしまわないように支援ができるということであり、ます。昨日、住宅政策の中でも申し述べさせていただきましたが、空き家の改修、定住のための改修等々、三世代、空き家を出さないための三世代の改修等も説明をさせていただきました。そして、今般の13条。これにつきましても、近隣町村での事例もございますので、先進事例を参考にしながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今の答弁聞きまして、ああ良かったなというふうに思いました。是非あの、そうした先進事例、私が知っているのは三島町でそういうことをやっているということを知りました。是非あの、検討してもらって、今日も何回も出ましたが、きれいな町、明るい町に是非していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 第12条で、緊急安全措置をとった時に、その費用を所有者等から徴収することができるかとあるんですけども、これ、万が一、徴収できなかった場合はどうされるのでしょうか。なんか、財産差し押さえとか、そういうことでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 12条の緊急安全措置でございますが、まずは先ほど申し上げましたように、所有者の同意を得ると。そして所有者に危険が差し迫っている状態をいち早くお知らせして同意を得るとというのがまず第一でございます。その前に、やるべきことは、その知人、知り合いの方にもお願いをするというものでございます。議員おっしゃった費用の回収ができないという場合はどうするのかということでございますが、財産差し押さえは、税関係ではできるかと思いますが、これが費用を、の請求はいたします。それが、まあ、費用の回収をするまで請求はいたしたいというふうに思いますが、それがすぐに費用が回収されなくても、公益上の重大な危機を回避させるということが行政の責務としてあるのであれば、それに従うことにしたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） ということは、その徴収そのもの自体には強制力は最終的にはないということ。支払いたいけど支払う能力がないとかいう場合に、どうするのかなと思いました。というのも、こういう豪雪地帯において、空き家を維持管理していくというのは大変費用のかかることですので、その費用が毎年毎年嵩んでいくと、そのうちもう嫌になってしまふというか、もう放っておくというパターンがほとんどなのかなと思われまふので、その費用がかかることそのもの、嫌だなと思ったり、そんな、そこまで裕福でない方であれば、徴収に応じないということも考えられなくないのかなと思いましたので、その場合、町の緊急事態回避ということで、まあ、泣き寝入りとは言いませんけども、町のほうで費用負担をする形になっていくのかなと思ったので、ちょっとお聞きしてみたんですけども。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 私の答弁、まあ、性善説に立っており過ぎるのかなというふうには感じておりますが、緊急安全措置はどこの物件に対しても緊急安全措置を行うというわけではございません。不特定多数の人に対しての危険回避のためであります。そのためには費用の徴収は、請求はいたしますが、その前に行政が、そのような事案を回避するために

は避けては通れないものでありますので、行政でまずは行うということでございます。原則、失礼しました。取り消します。まずは所有者の同意を得てやるということになっておりますので、同意を得てすると。そしてその中で、どうしても同意が得られない場合につきましては、町長の判断によらざるを得ないもの、それは危険をどうしても回避しなければならないと、いう事案に対してでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番。

○11番（鈴木 征君） 12条のこの赤字の安全措置という、現在、まあこれ、2・3年前から空き家対策、各地区振興センターあたりで取り組んでこられましたけれども、今、課長の調査範囲の中で、この12条に当てはまるような、町内の家屋は何件くらい掌握されておりますか。現在。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 12条の赤字でございますが、これは不特定多数の町民等の生命・財産に切迫した危険が生じている場合のみというふうに書いてございます。なかなか、この内容としましては、はっきりどこのことというものが、今、ちょっと浮かんできませんので、ご容赦を願います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 私、一番心配するのは、やっぱりあの、同意、同意と担当課長はおっしゃるけれども、やはり、何件かの、やっぱり、抵当権設定されたり、その抵当権設定してある建物については、親戚・仲間は近くにおられると思いますけれども、なかなかそういった同意は得られないと思うんですよ。抵当権設定されていた場合。そういうのもあると思います。そういうあなほど、早急にこの12条で、安全措置をとっていただければなという私の願いで発言をいたしました。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） たしかに、議員おっしゃられるような心配もあります。抵当権関係、所有者の権利関係につきましては、まあ、複雑・多岐にわたるものもあると思いますので、弁護士に相談をしたり、その先進事例を参考にしたりしながら進めていきたいとは思いますが、議員おっしゃったような部分につきましては、事例につきましても、なかなか

解消ができないという事例であります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号 只見町空き家等の適正管理に関する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

暫時、休議いたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時34分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第53号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それでは、議案第53号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第1号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,205万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,205万8,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、第2表によります。

第2表は4ページをご覧ください。4ページ、第2表、地方債補正でございますが、これ、起債の目的が公共事業等ということで、変更前540万であったものを変更後1,240万の限度額に改めたいとするものでございます。

5ページが事項別明細書の総括表になります。補正額では、ここでは、町税の伸び、それから繰入金の3,800万余の減額、繰越金4,690万、町長の行政諸報告でもございましたが、そういった内容で、歳入の大まかな内容となっております。

6ページが歳出の総括表でございますが、ここでは総務費が3,100万余、農林水産費が1,100万余ということで、あとは消防費が950万、商工費980万。そこら辺が比較的大きいところで、あとは予備費3,100万余を減額し、全体の予算を編成したという内容でございます。

7ページがその内訳でございますが、町税につきましては、固定資産税、現年課税分で1,030万7,000円の増額を見込みました。

県支出金の中の県補助金につきましては、それぞれ総務費、民生費、農林水産業費の県補助金をここに増額を見込んでおります。あまり聞きなれない言葉ありますが、災害学習列車・交流促進事業費補助金38万3,000円につきましては、JR 只見線の復旧全線再開通の関係で県からの県補助金でございます。以下は民生費、農林水産業費、県費でありますので、それぞれ担当課長から歳出予算と併せて説明があるものと思います。

基金繰入金につきましては、財調基金を5,000万戻して観光施設基金を1,105万円を繰り入れるとするものでございます。

8ページ、繰越金でございますが、これは平成25年度の決算が、おかげをもちまして確定しましたので、その繰越金をここで補正を4,690万3,000円お願いするものでございます。

雑入につきましては、説明欄にございます、この三つのものにつきまして雑入をお願いしているものでございます。

町債につきましては、先ほどの地方債補正との関係で700万の増というものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

歳出の説明のほうは、順次、説明を願います。各課長。

○総務企画課長（馬場一義君） はい、わかりました。

続きまして、歳出にまいります。

9ページ上段からになります。議会費ということでありまして、職員手当、管理職手当の増額でございます。それから、需用費、修繕料につきましては音響システムのオーバーホールの予算でございます。

続きまして、総務費にまいります。一般管理費であります。給料、手当、共済費。これらにつきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。それから目の会計管理費、委託料ということで、次のページ、10ページにまたがっております。収納代理金融機関委託料15万ということで、明和振興センターでの収納が始まりまして、その集金業務をJAに委託するものでございます。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続いて、10ページ、総合政策費でございますが、これはあの、機構改革等に伴いまして、それぞれの目、相互に予算の移し替えをいたしました。ので、この給料、職員手当等がここで出てまいります。職員共済費も同額でございます。広告料は総合的な、様々な事業が出てまいりますので、極力、節減に図りながらも広告関係で町の情報を発信していきたいとするものでございます。負担金、補助金につきましては、これはデマンドタクシーの運営補助金。これはあの、また7月から新たな改善が図られるという状況もございますので、そういった運営補助金。あと只見線の全線再開通の補助金で、これはラッピング等でさらに、代行バス、車両2両につきましても、当初よりも増額をお願いするものでございます。コミュニティ助成補助金は先ほどの雑入で申し上げたものでございます。ユネスコエコパークにつきましては、これにつきましても社会保険料、臨時職員の関係等の人件費、物件費ですか、共済費は人件費ですが、賃金につきましては物件費扱いになります。そのようなもの。ブナセンター費につきましても嘱託職員の社会保険料をお願いしてございます。情報システム管理費につきましては、NTTとIRU契約によって光ファイバー、

情報提供、それをやっていますけども、電柱共架物移転手数料200万ですが、今般は黒谷地区を予定しておりますが、いろんな、昨今、事業があったり、個人の方の都合もあったりして、急きょ、そういった移し替えをしなければいけないということがありますので、そういったことも含めて200万をお願いするものでございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費です。旅費は災害学習列車に係る職員の旅費です。11節、需用費、消耗品については、災害学習列車と軽水力発電のPRに係る消耗品です。燃料費、公用車等は災害学習列車等に係る燃料費です。委託料ですけども、看板作成委託料は軽水力発電PRのための看板作成するために委託料を掲載しました。災害学習列車ツアー委託料というものは災害学習列車ツアーを実施するための委託料です。町有林伐採加工等委託料につきましては、新しい振興センターを造るための町有林の伐採等の委託料です。木材450立米を切り出して360立米を製版するための経費及びその製版したものの乾燥等をするための経費となっております。

以上です。

すみません。負担金、補助及び交付金については、八十里越フルコース踏破事業の補助金で自衛隊と八十里越を踏破するための補助金です。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 朝日振興センター費についてご説明いたします。

4共済費でございますが、生涯学習推進員1名と臨時職員1名分の社会保険料等でございます。9旅費から13の委託料までは災害学習列車交流促進事業に係る経費として増額補正をお願いするものでございます。この事業は県の補助事業で小・中・高校生を対象にJR只見線を利用して、平成23年7月新潟・福島豪雨による被災及び復興状況を学習し、併せて出発地と異なる市町村へ行き、地域の自然・伝統・産業に根差した地域の魅力を体験するという事業に対し、対象経費の3分の2が助成されるものでございます。朝日小学校の5・6年生を対象に代行バスを利用した金山町との交流事業を計画しておりますので、そのために必要な経費の増額をお願いしております。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 明和振興センター費でございますが、人事異動に伴う人件費でございます。あとは災害学習列車ツアー関係の載っておりませんが、只見振興センターのほうで説明したその内容にタイアップ事業として明和のほう参加させていただきます。

以上です。

○町民生活課長（新國元久君） 12ページ、下段であります。款の2、総務費、項の2、徴税費。目は1で徴税総務費であります。給料、職員手当、共済費、6ページに続きますが、共済費お願いをしてございますが、職員の定期人事異動に係る所要の補正であります。

続きまして、13ページ中段、項の3、戸籍住民基本台帳費。目の1、戸籍住民基本台帳費であります。これにつきましても、2の給料、3の職員手当、4の共済費、職員の定期人事異動に係る所要の補正であります。

○保健福祉課長（横山祐介君） それではあの、民生費、14ページでございます。目の社会福祉総務費でございますが、給料、職員手当、それから共済費につきましては職員の人事異動に伴う補正でございます。委託料の福祉交通運行事業委託料につきましては、振興公社とのほうの委託契約ということでございまして、当初算定時、ちょっと落ちていたものがありましたので、それに対しまして、今回26万円を増額するものでございます。目の障がい者福祉費でございますが、委託料ということで今回44万円を増額しております。これにつきましては、若松にあるグループホームを利用されている方が、日中につきましても活動の場として地域活動センタージョイというところにまあ、そこを利用すると。で、この利用料というか、委託料ということで、ひと月あたり4万円、その11月がけということで今回44万円を補正させていただきました。それから負担金、補助金の身体障がい者自動車改造費の補助金でございますが、10万円ということで、これにつきましては上限10万円の補助事業。最近まあ、改造のほうということで話がありましたので、その1件分を今回、増額補正させていただいているものでございます。

それから15ページ目でございます。児童福祉費の4の只見保育所、それから5の朝日保育所、それから6の明和保育所につきましては、いずれも人事異動による補正ということでございます。

それから16ページ目でございます。4の衛生費、目の保健衛生総務費でございますが、上のほう、給料、職員手当、共済費につきましては職員の人事異動に伴う補正ということでございます。23の償還金、利子及び割引料につきましては、25年度の実績ということで未熟児療育医療に係る分ということで、今回その実績に基づきまして421万8,000円を補正するというものでございます。それから委託料の、予防費の委託料でございますけども、高齢者の肺炎球菌ワクチン、それから水痘ワクチンの接種委託ということで、これにつきましては26年の10月から定期予防接種として新たに加わりましたことによりまして、

今回それぞれ、肺炎球菌ワクチンで173万7,000円、それから水痘ワクチンで79万9,000円を補正するものでございます。よろしく願いをいたします。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、17ページ、環境衛生費でございます。職員の定期異動に伴う所要の補正でございます。よろしく願いします。

○保健福祉課長（横山祐介君） それから、5保健センター費でございます。保健センター費につきましては、今回、備品購入費ということで43万6,000円を増額させていただいております。これにつきましては、本来、当初予算の中でということではありますが、ぎりぎりまで使用してということで、2階のあの、保健センター2階の居住棟部分に係る掃除機1台と、それからデイサービス、1階部分でやっておりますけども、それに係る椅子等を今回補正させていただくというような内容でございます。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、続きまして、農林水産業費でございます。ページ、17ページでございます。まず農業委員会費、共済費、賃金、需用費でございますけれども、こちらは制度の改正によりまして農業委員会で行います農地法の事務、農地台帳の整備及び今年度から立ち上がりました農地中間管理事業、機構による事業、こちらの業務に係る臨時職員の賃金、保険料、消耗品でございます。

続きまして、18ページ、農業総務費でございますけども、こちらは人事異動に伴う給料等の補正でございます。農業振興費でございますけれども、共済費、賃金につきましては、こちらにつきましては、これは米の全袋検査の事務補助員の賃金等ということでございます。続いて、負担金、補助金、交付金でございますけれども、交付金、青年就農給付金150万円でございますけれども、こちらは新規就農者に対する給付金でございます。1名、今年度、新規就農者が増えるということでございまして、1名分の増ということでお願いしているところでございます。6番、農地費でございます。農地費、負担金、補助金、交付金でございますけれども、そのうち負担金、農地・水保全管理支払交付金負担金。あとその下にございます多面的機能支払交付金事業負担金でございますけれども、こちらは国の制度見直しに伴いましての事業の組み換えでございます。従前、農地・水保全管理交付金ということで制度がつくられておりましたが、当初予算の段階では制度の内容が、概要がはっきりしないということで、従前の制度の金額で計上しておりましたが、内容が概ねわかりましたので、多面的機能支払交付金事業ということで282万7,000円ということで予算のほうを計上させていただいております。7番、農業機械費でございますけども、需用費4万円、修繕料で

ございますけれども、こちらは非常用の水路の排水ポンプ、5基の定期点検の不足分と非常用の修繕費でございます。

続いて、林業費でございますけれども、林業総務費でございます。報酬、非常勤職員の報酬ということでございまして、鳥獣被害対策実施隊員の報酬ということで90万円計上させていただいております。先ほどあの、条例の中の説明で資料要求ございましたが、申し訳ございません、ちょっと、資料のほう準備できませんでしたので、口頭にて説明させていただいております。90万円でございますけれども、一人当たりの日額9,000円ということになっておりまして、90万円の算出の根拠ということになります。こちらにつきましては昨年度です、実績に応じて90万円計上させていただいております。6月以降の熊と猿です、主に、に対する出役を想定しておりますので、6月以降、昨年の実績、熊が61、猿が58の、人数に換算しますと延べありまして、119ということになるわけでございますけれども、今回の鳥獣被害対策の実施隊につきましては、あくまでも緊急出動、被害が多発した場合のパトロールということに限定しておりますので、予算上につきましては100人分ということで90万円を計上させていただいております。あと給料、職員手当、共済費につきましては人事異動に伴う所要の補正でございます。林道費、職員手当についても同様でございます。

以上です。

○観光商工課長（渡部公三君） 続きます、20ページの商工費のほう説明をさせていただきます。まず1目の商工総務費でございますが、これはあの、定期人事異動、職員の異動によります給料から共済費までの補正でございます。2目の商工振興費でございますが、負担金、補助金で160万ほど計上させていただいております。説明欄にあります中小企業長期振興資金融資制度保証料補助金というようなことで、これはセーフティネットの保証に係る保証料補助金でございます。当初あの、100万円をとっておりましたが、想定を上回る申請が上がってきていることから今回補正をお願いするものでございます。続きます、3目の観光費であります。負担金、補助金で200万お願いしてございます。これは観光まちづくり協会への補助金になってございますが、これはあの、これから見込まれるユネスコエコパーク登録後の観光客に対応する、より丁寧なおもてなしをガイドとして町内の方をお願いをしようというようなことでガイドサービスをまちづくり協会を通じて対応をお願いするものでございます。それから5目であります、観光施設費でございます。これにつきましては

は繰出金として観光施設事業特別会計への繰出しを1, 105万円お願いしてございます。  
この後、特別会計のほうで説明をさせていただきますが、保養センターの一部改修工事に充てるものでございます。

以上です。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きます、21ページ、土木費でございます。土木費総務費につきましては、定期人事異動に伴う所要の補正をさせていただきました。集会施設整備費につきましては、熊倉の集会施設のトイレの水洗化に伴う改修及び浄化槽の設置の補助でございます。

以上です。

○町民生活課長（新國元久君） 22ページであります。消防費についてご説明を申し上げます。目の1番、非常備消防総務費であります。節の2、給料、節の3、職員手当、節の4、共済費につきましては、職員の定期人事異動に伴う所要の補正をお願いするものであります。13の委託料であります。国有林野借上測量調査の委託料であります。これにつきましては、防災用無線LANネットワーク整備の工事費につきまして、5月の20日に議決をいただきましてありがとうございました。つきましては、整備を進めるにあたり、森林管理署と所要の協議をしましてまいりました。要害山につきましては、テレビ局舎、これを無償で譲り受けまして、これを活用したいということでもあります。俎倉山につきましても同様に無料での譲渡を受けまして、そこを電波の中継塔として使いたいということでもあります。いずれにつきましても施設は変えないわけではありますが、只見につきましては設置者、目的の変更等のために所要の図面の再提出を求められているということ。俎倉山につきましては保安林の産業許可のための図面等の整備が必要ということで今回、委託料をお願いするものであります。

○教育次長（馬場博美君） 続きます、教育費でございます。事務局費につきましては、給料から次ページの共済費まで、職員の定期人事異動によるものでございます。続いて、負担金の4万円についてですが、こちらについては、平成27年度の小学校で使用します教科書の採択事務経費となります。こちらについては5年に1回実施されるものでありまして、5月に入りましてからこちらのほうの金額の提示があったために、当初予算には計上できなかったものであります。続いて、小学校費の学校管理費につきましては、賃金で朝日小学校の用務員が4月雇用の関係から、賃金区分、通勤関係で減額が生じたために今回21万9,000円の減額ということで計上させていただきました。教育振興費の賃金につきましては、只

見小学校の臨時講師分になります。で、当初は全額町負担ということで計上しておったわけですが、昨年度に引き続きまして、県のほうから700時間分の現物講師派遣ということで1時間あたり2,500円の助成がありまして、その関係で減額ということになっております。こちらにつきましても3月の19日付で県教委のほうから決定通知がきた関係で、当初には計上できなかったものであります。

続いて、中学校費の学校管理費です。こちらの賃金につきましては、只見中学校の用務員が5月から雇用ということで、その関係によります減額分になります。

続いて、24ページになりますが、社会教育費の社会教育総務費になります。まず報償費につきましては、明治大学のマンドリンクラブの演奏会が6月28日に実施されまして、それに付随しまして支援団体への謝礼の報償費になります。旅費のほうにつきましては、同じく明治大学のマンドリンクラブの演奏会ということで、12名分、費用弁償ということで当初で計上しておりましたが、今回、不用ということになりましたので今回減額させていただきます。続いて、文化財保護費につきましては、当初で計上してありました八十里の古道調査の関係ですが、委託料については計上されておったわけなんですけども、事務局的に現地のほう、確認しないと、なかなか仕様書的なもの作成できないということもありまして、現地に詳しい方に案内いただくための案内賃金ということで20万計上させていただいております。

以上です。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 以上、説明させていただきました事業を行うにあたり、予備費3,150万7,000円を減額し、予算を編成いたしました。

給与費明細は総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 25ページ、給与費明細書になります。特別職分としましては、比較としまして、議案のほうでもありました鳥獣被害実施隊の分の増額となっております。それから26ページにまいりまして、一般職分ということで、職員数の2名増といったことも含めましてご覧の金額ということですので、ご確認をお願いいたします。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 7ページの、17繰入金。基金繰入金、基金繰入金、基金繰入金とい

うことですが、これあの、よくわからないんでありますが、いわゆる基金繰入金の補正前の額が6億3,737万3,000円あって、そこから、必要な額を差し引いて、残った3,895万を財政調整基金に戻したということでしょうか。財政調整基金から財政調整基金に戻ったという意味ですか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 財政調整基金については、当初予算では1億円を繰入るということで可決いただきましたが、今般、固定資産税の伸び、その他の事情もございまして、5,000万を戻すということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、決算の時でもいいんですが、この操作をしますと、たしか平成24年度決算時点における財政調整基金の現在高というのは10億1,700万ほどだったと思うんですが、これはあの、もう最終補正ですから、結果して、平成25年度決算時点における、今これよめるわけですから、財政調整基金の総額はいくらになりますか。正確でなくても結構ですが。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 11億8,988万944円になります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まあ、しかし、財政調整基金の額が11億円。過去、15年くらいの間には、こういった数字はとてもないわけですが、これほどの財政調整基金が何故必要なんでしょうか。もし今、お答えにならなければ決算の時またお伺いしますから、これまあ、質問に馴染まないかもしれませんが。議長裁量で結構です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それぞれあの、いろんな、当初予算の審議、また今回の補正予算の審議の中でも機会を得て説明していただいておりますが、様々な、今までの、今回の第三次行革大綱の中でそういったご指摘もありましたし、議員からは、その都度、そういった積立が増えているのではないかというご指摘もいただいて、前にはデータまでいただいて、そういった説明はいただいております。ですが、今般、大規模なプロジェクトであったり、地域振興、地域活性化に要する事業を今後控えておりますので、そういった意味で、当然、一般財源も必要になってまいります。そういった事業に投資していくために

は、現在はある程度の積立は必要だという判断で積み立てておるものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） もう1回だけ許します。

酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 3回目だよな。

○議長（齋藤邦夫君） 4回目です。

○7番（酒井右一君） 4回目ならやめます。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、ほかにありませんか。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 11ページの只見振興センター費の委託料1,400万なんですが、私あの、経済委員会のほうなんですが、ちょっとあの、こうした説明を、今まで政策的な説明を受けられませんでしたので、なんか資料でもあればありがたいなと思いますことと、やはりあの、町有林を切るんであれば、町の財産を処分することになるんで、そうした手続き等も必要なのかなと。そしたり、町の議会のほうでも、町有林を是非使ってくれとか、町の財産をやってくれということ言っておりますので、あまりあの、私、細かいことは言いませんが、ただ、例えばどういう相手と委託を想定しているのかとか、今時点でわかることあったら教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） すみません。資料配付…

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

[資料配付]

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） それでは、上のほうから順を追って説明させていただきます。

まずはじめに、右側ですけども、今回要求しました1,400万の額が出ています。その下に伐採・移送・加工ということで1,266万1,000万ほど。あと管理費等ということで133万8,000円の予算を計上し、合計で1,400万円としております。先ほども話しましたが、活用数量ということで450立米を伐採・移送・加工します。ただし、製材については360立米としたいと思います。1番、元山伐倒費。切ってから運搬する車両までの移送費です。これについて444万4,000円程度かかります。続いて、運搬費

ですけれども、運搬距離が20キロを想定しておりまして173万7,000円という金額になっております。3番、製材費ですけれども、粗挽き、360立米ということで648万円になります。で、一行抜かしまして、切り出し後の木材の保管場所については、旧明和小学校の体育館を計画しております。ここには入りきれない見込みであるため、体育館以外に仮設の保管場所も設けたいと思います。延床面積で同等程度の場合の木材使用量ということで一番後ろのページをご覧ください。せんだ保育所という保育所の写真が載っております。これの総床面積、左下、1,088.85平米。この程度で現在、基本構想を計画しております。で、只見町は特別豪雪地帯のため、この3倍の量が必要だということで、その設計会社のほうから言われています。このせんだ保育所の使用量が120立米であったため、3倍で360立米となることから、製版のほうは360立米にしております。あと枝打ち、手入れ、そのほか各種材料に使用できるもの。その後は、買った後に使えなかったもの等想定しまして90立米を余計に伐採しているものです。伐採にあたっては、5月22日に、只見振興センターの2階会議室において、製材業者、あとは森林組合と家を建てる建築部門の方、あと役場の総合政策課長及び農林振興課長、私と、環境システム研究所の安藤さんで打ち合わせを行いました。その時に伐採の量や方法を検討しております。続いて、6月4日に現地調査をしております。森林組合の山内さんと農林振興課の目黒さん、渡部さん、環境システムの安藤さんと一緒に、余名沢山のカラマツを調査しております。1,479平米ほどあり、伐採が可能であると判断されております。

続いて、一枚めくってください。このページからは基本構想の中身に入っていきますが、その抜粋のものです。下のほうですけれども、伐採森林ということで、町有林の成木、主に余名沢周辺の手入れが行き届いている材料の使用を検討しますということに記載されております。続いて一枚めくってください。これが余名沢の部分の一部図面をコピーしたものです。森林計画図というものを複写しております。A・B・Cという枠がありますが、これがその伐採の場所です。A・BがカラマツでCがスギ材となっている様子でした。

続いて、一枚めくってください。5月28日に森林を確認した現況の時の写真です。上段がカラマツ、下段がマツの写真になっております。続いて右側のページですけれども、伐採時期についてですけれども、冬季間の寒中伐という、これが最も含水量が少なく、乾燥にかかる時間が少ない。また運搬に対するコストも少ないため、寒中伐を積極的に進めようと考えています。乾燥方法ですけれども、先ほど話しましたように、6-3-4の保管場所、明和小

学校の体育館の現況ですけれども、体育館の内部には何もなく、ステージに水害の時のちよつとした毛布等が置いてあるだけで、ここに保管したいと思います。ただあの、この床材が抜けたりしないような検討が今後必要になっていくようです。

一番最後のページですが、最後のページの隣と同じせんだ保育所の資料が付いているということと、あとあの、3倍量が必要、併せて90立米余計に切るという資料になっております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 場所から、伐採する数量から、保管場所まで、こうした形で検討されていて私はよかったなというふうに思います。ただあの、先ほど申し上げましたように、財産を処分する場合は、たしか、何らかの議決とか、そういったのが必要なんじゃないかなということがひとつと、あとはこの材料を、例えば建てる時に、大手の土建屋さんとか、そういったところと、たしか町は契約すると思うんですが、この材料を使うという条件で入札ができれば私は一番良いなというふうに思うんですが、ただ、お金の、なんていいますか、全部使うわけもないと思いますので、そうしたことをですね、やはりあの、事務局が、要は只見振興センターになっていると私思いませんでしたが、是非あの、そうしたことも、今後、検討していただきたいなというふうに思います。私あの、このことに決して反対でも何でもないんで、大賛成なんですけど、やはり、そうした検討も併せて今からやっていただきたいというふうをお願いしたいなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 大変あの、力強いお言葉ありがとうございます。

まったくおっしゃるとおりだと思います。前回、常任委員会の中でも、そういった、今後進めるにあたっての役場の体制の、振興センターの限られた人数、職員しかおりませんので、そういったことで不安視される声もありましたし、その時も大変貴重なご意見だなということで、それは次年度に向かって、体制の整備と併せて考えていきますということを申し述べました。そういったことで改めてそのことを申し述べさせていただきます。あと、そういった財産関係のこともありますが、元々、町有林を使った事例が、こういった、大量にはございませんので、やっぱり町の木、特に町有林を使うと、やっとその時が来たかというふうにたぶん、大部分の人に思っていただけではないかなというふうに思っております。その

上で、でき得れば、大手ということではなくて、できるだけ地元の工務店といいますか、なるべく受注は地元の業者さんというふうなことも併せて考えております。そして十分、その力を発揮していただきたいと。なんとかそういった組み合わせで、町有林を使って、地元の人に出してもらって、地元で製材して、地元で建築するというのを一番理想としておりますので、そういったことであの、足りないところは今後、環境整備課、農林振興課含めて、町内一丸となって努めてまいりますけども、なお、いろいろお気づきの点があれば、ご意見をいただければ、さらにありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 私あの、大手なんて言いましたが、でき得れば町内の業者のほうがいいなと思っておりました。ただあの、しつこいようですが、財産の処分になると思いますので、そうしたことは必要ではないのでしょうか。その点だけ、ちょこっと。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 今ほどご質問いただきました財産の取得または処分に関しての町の条例でありますけども、議会の議決に付すべき財産の取得または処分としましては、予定価格として700万円以上の財産の買入れ、もしくは売払いということでありまして、今回は売払うという形になるのか、そこら辺がちょっと微妙なところもございますので、尚、その正確のところを確認をさせていただきたいと考えております。自家使用的な形になるものですから、まあ、処分といたしましても、売払うとはちょっと、若干違うのかなど。尚、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 私も一つだけお聞きしたいんですけど、この1,400万というのは、伐採して製材するまでの金額だと理解したんですが、これ、製材して、そのまま、原木のまま、使える、乾燥して、だけで使えるものなのか。おそらく、これ、建築上、集成材にしないと、おそらく躯体なんかはだめだと思うんですけども、その金額は入ってはいないわけですね。

○議長（齋藤邦夫君） 只見振興センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） お話しませんでした、1ページ目の会議等開催のほうの上のところ、ラミナー加工を只見で行うということで、その360立米については3センチぐらいの厚さの板にする予定です。

○議長（齋藤邦夫君） 3番、佐藤孝義君。

○3番（佐藤孝義君） 分かりました。只見で加工するということで理解しました。ありがとうございました。であれば大したもんだなというふうに思います。ただ、結構かかるものですね。やっぱりね。原木は町有林だからタダだけでも、出して製材するだけで結構かかるわけですから。まあわかりました。理解いたしました。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 20ページの、観光施設費の1,050万の件ですが、委員会に説明がありましたが、保養センターの、虫が入ってということで、まああの、昨年、オープンして、改修費が1億、約8,000万かかって、聞くところによると、オープンして2・3日で虫が入って、とってもひどいという話を聞きました。まず1点なんです、その際にまあ、設計されたときにわからなかったということでしたが、当然その、設計、それから監理ということが設計費の中に入っていたと思うんですが、今、わかれば、その金額等をまず、設計監理料ですね、わかれば教えていただきたい。それから、課長の委員会での説明では、内側にサッシを付けるという説明でしたが、本当にこれだけの金額がかかるのか。で、その後、総合政策課長が来られて、なるべく安い金額でやりたいということですが、結局、この金額が上がっていて、これで入札をされれば、そんなに安い金額で落札されるということは考えられないわけですから、その辺、3点ほどお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 観光商工課長。

○観光商工課長（渡部公三君） これあの、一般会計繰出しであります、この後、特別会計のほうでもご説明をしようとは考えてはおりましたが、今の質問に対してお答えいたします。まずあの、保養センターですが、昨年9月1日にオープンしました。昨年度のこの設計にかかる、まず経費でございますが、基本実施設計の委託料が598万5,000円かかってございます。加えまして、工事監理費ということで344万4,000円という金額になっております。それであの、保養センターの現在の窓の部分につきましては、事前の我々の確認で、その窓は使えるであろうという判断の下、それは設計委託の対象にも加えておりません。また、よって、工事監理にも加えておりませんので、その設計委託、それから工事対象とまったく外れております。ということが1点。それからあの、次にあの、今回の窓改修にあたっての積算であります、これ1,105万。今の、現在のビル用サッシになっておりまし

て、それを窓枠だけ、窓枠というか、窓枠だけ残して、そこに新たにまたビル用サッシを内側からはめ込むような、カバー工法と呼ばれるものでございます。で、これは特殊なものでありまして、金額そのものも高いといった状況で、1,100万という金額が出ております。これには勿論あの、様々な諸経費等、消費税も含まれてございますが、それで内容的にも、我々もその、昨年完了したばかりで、またこれだけの金額をお願いするのは、十分な理解をしていただかなければなかなか難しいということ承知で両委員会のほうにも説明をさせていただきました。で、そこでもやはり同じく、高額だということもおっしゃって、意見としていただいて、再度、私達も様々な工法を検討して、検討しました。今回、ビル用サッシでカバー工法というものでありましたが、これをビル用サッシではないものに、でして、それを別の工法、これメーカーですが、プラマート工法というものがございます。それはまあ、現在の窓はそのままにして、そして内側から窓をはめ込むタイプで、またちょっと、カバー工法とは違う工法であります。その内側にはめる工法でありますと、勿論、網戸も付けますが、それでいきますと、今の予算額の3分の1強でできる見込みでありますので、若干それですと、今の窓がそのままになってしまいますので、虫の侵入というのが完ぺきというか、網戸を付けますからですが、今の窓はそのままになってしまいますが、十分に対応できる環境になるというような判断いたしまして、その方向で今進めている状況でありますので、予算額につきましても3分の1程度というようなことで、今考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今、観光商工課長、3分の1程度というふうに申しましたが、たぶん、そういった話をお聞きなれば、だったら3分の1の予算で提案すればいいんじゃないかという話になるろうかと思えます。やっぱり両委員会のほうにも私、説明させていただきまして、やっぱり皆さんから意見伺っているのは、何故、当初からできなかったんだと。必要なものは当初からやったらよかったと。そうすると、いろんな経費が、合理的にできるわけですから、やっぱりそこら辺を十分精査して事業を取組んだのかということがまず第1点。それについてはまったくおっしゃるとおりでして、当初はそこまではこう、わからなかったということはあるんですが、尚、それは本来、もっとよく見るべきだったろうということは、それは真摯に受け止めて、それはまったくおっしゃるとおりだと思います。その上で、そうは言っても、だからといって、今、あれだけ一生懸命やってもらってますから、何もしない

で、このままの状態が良いということには、当然、どなたも思っていらっしゃらないというふうに思います。やらなくちゃいけないと。やるにあたって、またその次、お話あったのが、またこれでよかったはずだと、またしばらくしたら、実はまたお願いしますというような話だけは、それはだめだぞと。まあ当たり前の話ですが。ですから、さっき、工法的なこともありましたが、本当にこれで、保養センターの窓については、これでもうけりがついたという工法をきちんとしてやっていかなければいけない。ただ、安ければいいんだということとを皆さんがおっしゃってるわけではないと思っています。勿論、安いに越したことはありませんが、きちんとした地元の建具屋さんとか、工務店とかが、皆さんが見られて、良識的というか、常識的というか、そういったラインの中できちんとかやれよということだと思いますので、予算としてはこれを提案させていただいておりますので、ひとつの例を申し上げましたが、それに沿う形の施工はどういった形がいいのかということとを今、二つの方法は、本来のやり方と、あともう一つの方法言いましたけど、そこら辺はあの、大変、恐縮ではございますけど、そこら辺の期待に応えるような、しっかりした施工をしていくためにも、この予算はご理解をいただいて、その中でまた両委員会のほうに、その経過と併せて説明をさせていただく機会をいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） まあ、今の説明ですと、このままの金額で入札をされるということ。先ほどそれをお聞きしたわけですが、そうでなくて、別の案があれば、それで、再度、入札をされるのか。元々この金額で見積もりをとっているわけですから、それで入札をされるのかによってだいぶ違ってくると思います。そこをお伺いしたんで。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 言葉足らずですみません。ただ本来であれば、ちゃんと設計書に基づいて、予定価格をつくって、指名委員会とかやって、そこで一般的には指名競争入札をやるということが本来の運びですが、今までの経過等ございますので、そういったことで町長の判断になりますけども、随意契約という方法で数社をお願いして、それに合った形でこう、見積もりといたしますか、数社でやる随意契約という、指名競争入札に形は似てますけども、そういった方法もとることも、最終的に町長の判断があれば、そういったことも可能でありますので、そういった、両方で考えさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 10ページの、総合政策費の中の補助金というところで、新多目的交通システム。これはあの、デマンド交通で4月からということのをさっき言われましたが、その内容をちょっと、私らは聞いてませんので、説明を願いたいと思います。

それから、もう一つですが、この11ページ、只見振興センター費で負担金、補助金で、八十里越フルコース踏破事業補助金。これは毎年、フルコース踏破をやっていると思いますが、先ほど、自衛隊と一緒にという話がありました。新聞にも、総務課長と一緒に酒井さんが要請に行かれたというのを知りましたが、まあ、何故、自衛隊なのかということをお聞きしたい。今、町民の多くの方々に私がお会いした人の中では、毎日のように集団自衛権という問題が出されておりますが、その現在の政治状況を、情勢を見た時に、本当に不安だという声が多くあります。そのような微妙な時にね、何故、まあ聞いたところによると、災害時のいろいろ世話になったから、お礼のためにと、お礼のひとつになるんだということを知りましたけれども、まあ高校生も一緒だということを知ります。そういう意味を含めて、ご答弁お願いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） それではあの、10ページの新多目的交通システム運営補助金につきまして、20万9,000円のお尋ねでございますが、これにつきましては、商工会が中心となってやってもらってますが、あと町内のタクシー会社さんにやってもらってますが、これ、ダイヤ改正を予定してます。率直に申し上げますと、朝日診療所で胃カメラが今できないと。本来は朝日診療所で胃カメラができることが一番望ましいと思っておりますが、残念ながら今、朝日診療所で胃カメラができないという状態があります。そうすると、まあ、どこに行かれるかということ、南会津町に行く人もいっぱいありますが、近くではなかやクリニックさん。今のままですと、山口まで行くと途中下車できないということになってますので、だったら梁取で降りて、梁取から今度、南会津のバスに乗って行けば、なかやクリニックで降りられるということがありますので、非常に説明としては朝日診療所の実態と絡んでくるんで、ありますが、そこら辺は朝日診療所も当然、このままではよくないと思っておりますから、それは改善を図っていききたいというふうに思ってますし、それはまあ、話が広がってしまうのでやめますが、ひとつ、そういった事情があります。そういったことでダイヤ改正

を図る意味での増額をお願いしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務企画課長（馬場一義君） 只見振興センター費の内容でありますけども、先ほどお話ありましたように、郡山自衛隊のほうにお邪魔をさせていただいたといったような経過で、ちょっと説明をさせていただきます。この八十里越のフルコース踏破事業に関しましては、先ほど、山岸議員さんのほうからもありましたけれども、自衛隊との交流であったり、その3年前の7. 29の豪雨災害の折に、大変その、お骨折りをいただいたといった自衛隊の方々、また改めて感謝申し上げてまいりたいと、それを行動で示してまいりたいといったような趣旨を町民の有志の方、事業を検討されまして、そういったことで、町としましても、3年前のその豪雨災害の折に、大変たくさんの自衛隊員の方にご協力・ご支援をいただきまして、大変その、災害発生当初の混乱した時期に、規律正しい方々が平穏な暮らしに向けて頑張っていたということ、そういった面に関しまして感謝申し上げてまいったということ、先ほどありまして、先ほどありましたその、集団的自衛権云々という、国のほうで今お話されているようなこともございますけども、その、実際にその復旧のために来ていただいた自衛隊の方々が、その集団的自衛権云々について、何らかの考えであったり、行動を起こすといったようなものとは全く別物でございます、あくまでもその国の憲法解釈の問題でありますので、その、当の郡山自衛隊の方々には、こういう平穏な状況になりますと忘れがちではありますけども、改めてその只見町の復旧にご尽力いただいたという部分を、また改めてその感謝をして、交流を図ってまいりたいと、そのように考えている次第でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） まあ、今後も交流を図っていきたいということですが、自衛隊の方には本当に水害の時にお世話になったという、その心情というのは私もありますし、本当にそれはそうだと思いますが、その、このフルコース踏破に、聞くところによると、その自衛隊の方が言ったという話ですが、山岳地帯の演習にはあまりできないからちょうどいいというような話があったという話を聞きました。それはまあ、人から聞いた話なので、あれですけど、もしそういうことがあったとしたら、ちょっと問題ではないのかなと。そこにまた、高校生が一緒にとというのは、私はどうも理解ができないなと思いますので、町としては、そういうところは慎重にその情勢を見ながらやっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 4番議員のおっしゃる内容、十分わかるつもりでございますが、今ほど総務課長申しましたように、23年7月の豪雨災害の中で自衛隊の皆様には大変、救出はじめ、お力添えをいただいたということでもありますから、そういったことで改めて総務課長が伺って、その辺のお礼を申し上げたということが、先ほど申し上げた第1点。それからあの、昨年は別でございますが、例年、雪まつりには自衛隊の音楽隊の方が来ていただいているということで雪まつりへの協力。そういったこともございます。あとはあの、町としては、八十里越というのは、古道調査であったり、今後の三条市との繋がりの中で大切なエリアだというような受け止め方しておりますので、子供達も、高校生も自転車で رفتり、小・中学生もということ、今までも事業ありますが、今般は、あくまでもそういった国レベルの話でいろんなこう、ご懸念を持たれるのもまったくわからないではありません。ですから、今回は少なくとも教育委員会サイドの事業ではございません。教育委員会が率先して、子供達に云々かんぬんということでやる事業ではございません。我々としては、そういったご懸念の声もあるということは、今改めて聞かせていただきましたけども、町として、その実行委員会、有志の方が実行委員会を立ち上げて、八十里越という、これからいろんな意味で期待といたしますか、大切なエリアについて、自らやっけていかれるという有志の方々に対しましての支援ということでございますので、その実行委員会組織に対する支援ということでありますので、決して、高校生とか、小・中学生とかということを教育委員会が率先してということでは決してございませんので、その辺のところは、ご懸念を持たれるのは、4番議員のご懸念はわかりますけども、町の姿勢としてはそういったことで、今般、そういった有志の方、実行委員会のほうに一定の補助をしてやっていきたいということでございますので、改めてよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

3回目です。

○4番（山岸フミ子君） まあ、感謝の意味を込めてという話ですが、まあ感謝の意味を込めてということでしたら、全国からボランティアで来ておられる方もいっぱいおられると思いますね。おられたと思います。だからそういう、なんか、こういうあれじゃなくて、ほかの方法とか、自衛隊という、自衛隊ってなんか、私が言うと、敵みたいと思われるかもしれませんが、ただ、私は、同じ今の状況ですと、戦争する国に、こう、まっすぐらにいつい

るような感じがするんです。ですので、その若い人、これからの若い人達、そういうところに行かせたくないという思いでこれを言っているわけなので、是非、そういう意味でとっていただきたいと思います。謝礼というんだったら、私はほかの方法もあったのではないかなと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 決してあの、謝礼とか、そういったことではありません。当時、総務課長がまいった理由を問われましたので、豪雨災害でお世話に、大変お世話になったということで、改めてお礼に行きましたといったことを申し上げたつもりで、これは事業はその、そういったことではありませんので、八十里っていうのは、これからの町の将来考えていった時に、大切なエリアだということを再三申し上げております。ですから、それを、こういった形で町内の有志の方が実行委員会組織をつくって、やっていきたいんだと。町にも支援を求められたということでもありますから、町のできる範囲での支援を今回、予算に提案させていただいたと。あとは、いろんな方が、それは参加していただいて、今後、参加を募っていただくということでもありますので、それは、どなたが参加していただいても、体力的な問題はあるかもしれませんが、そういったあの、特定の団体とか、特定の人を区別するというわけではないというふうに承知してますので、参加希望のある方は実行委員会のほうにお申込みいただいてよろしいのかなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「議長、討論の前に、議事進行について、議長に質問してよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○7番（酒井右一君） 質問いたします。

この補正予算の、先ほどらい問題になっております、観光事業特別会計繰出金。これについては予算案として正当な根拠がないものと考えます。したがって、予算案として実行可能

な予算という面では、議決するにあたって、もし安ければ、安い入札をします、落札をします、随意契約をしますということになりますと、この予算について条件付きで議決することになります。条件付きで議案を議決することについては禁じられておりますので、私としてはこの表決に参加できないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井議員のおっしゃるとおり、条件付き議決はございません。

したがいまして、この案件につきましては、予算書のとおりでよろしいか・よろしくないかという時点での採決となるかと思えます。

したがいまして、討論の際に、そのことについてはそれぞれの議員の方のご発言をお願いしたいと、そのように思います。

それでは、これより討論に入ります。

これから討論を行います。

まず、原案に…

討論ございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

○7番（酒井右一君） 質疑の前に、私、表決に参加できませんので、退席をさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

これをもって、討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） それでは、お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様でした。

（午後 4 時 4 5 分）